

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第59回理事会

平成14年3月

第 5 9 回 通常理事会次第

平成14年3月27日(水) 18時00分～

四谷・スクワール麴町 3階 華

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 事

議 案

平成14年度事業計画及び収支予算(案)について

4. そ の 他

報告事項など(申請状況、募金状況他)

平成 14 年度事業計画及び収支予算書 (案)

平成 14 年 3 月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成 14 年度事業計画（案）

（平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日）

平成 14 年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業、女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を以下のとおり行うものとする。

1 国民的な償いを表す事業

- (1) 償い金支給事業
- (2) 医療・福祉支援事業

2 女性の名誉と尊厳を守るための事業

- (1) 啓発事業
 - ・ポスター、新聞、テレビ、雑誌広報、及び Q&A の小冊子等による国内外への広報・啓発活動、「償い金」等に係わる事業についての総括的な報告及び女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関するフォーラム等の実施
- (2) NGO 支援事業
 - ・国際的視野に立って女性の名誉と尊厳を守ることの重要性についての広報・啓発活動、及び被害女性の救済に関する活動等を行う NGO の当該事業への支援
- (3) 国際会議事業
 - ・女性の名誉と尊厳を守ることの重要性をテーマに国際会議を開催し、また諸外国の NGO、学識者等との意見交換の実施
- (4) 調査研究事業
 - ・女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態や原因の究明及び対策を講じるための調査研究及び各種研究会の開催
- (5) 援助者育成研修事業
 - ・国際的見地に立ち、国内外の有識者を招聘し、女性被害者の精神・心理面での救済を行う援助者育成のための研修会等の開催

平成14年度収支予算書（案）

（平成14年4月1日から平成15年3月31日）

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増△減	備 考
【収入の部】				
基本財産運用収入	20,000	50,000	△ 30,000	
寄 附 金 収 入	50,000,000	150,000,000	△ 100,000,000	
医療福祉支援等事業収入	20,000,000	98,000,000	△ 78,000,000	
国庫補助金収入	329,626,000	296,126,000	33,500,000	
雑 収 入	140,000	360,000	△ 220,000	
当期収入合計（A）	399,786,000	544,536,000	△ 144,750,000	
前期繰越収支差額	686,000,000	677,000,000	9,000,000	
収入合計（B）	1,085,786,000	1,221,536,000	△ 135,750,000	
【支出の部】				
事業費支出	738,133,000	824,230,000	△ 86,097,000	
償い金支給事業	178,000,000	320,000,000	△ 142,000,000	
医療福祉支援事業	341,700,000	319,315,000	22,385,000	
女性名誉尊厳事業	218,433,000	184,915,000	33,518,000	
運営経費支出	110,767,000	110,809,000		
管理費支出	94,336,000	93,636,000	700,000	
人 件 費	68,598,000	67,835,000	763,000	
事務費	25,738,000	25,801,000	△ 63,000	
運営審議会等経費	5,026,000	4,439,000	587,000	
海外事情調査経費	11,405,000	12,734,000	△ 1,329,000	
特定預金繰入支出				
退職引当預金繰入支出	426,000	402,000	24,000	
予 備 費	236,460,000	286,095,000	△ 49,635,000	
当期支出合計（C）	1,085,786,000	1,221,536,000	△ 135,750,000	
当期収支差額（A-C）	△ 686,000,000	△ 677,000,000	△ 9,000,000	
次期繰越収支差額（B-C）	0	0	0	

平成14年度収支予算会計別説明【部内資料】

(単位：千円)

科 目	予算額	内 訳			
		寄 附 金	医療・福祉	補 助 金	そ の 他
《収入の部》					
基本財産運用収入	20				20
寄 附 金 収 入	50,000	50,000			
医療福祉支援等事業費収入	20,000		20,000		
国庫補助金収入	329,626			329,626	
雑 収 入	140	10	120		10
当期収入合計 (A)	399,786	50,010	20,120	329,626	30
前期繰越収支差額	686,000	128,000	558,000	0	0
収入合計 (B)	1,085,786	178,010	578,120	329,626	30
《支出の部》					
事業費支出	738,133	178,000	341,700	218,433	
償い金支給事業	178,000	178,000			
医療福祉支援事業	341,700		341,700		
女性名誉尊厳事業	218,433			218,433	
運営経費支出	110,767			110,767	
管理費支出	94,336			94,336	
人 件 費	68,598			68,598	
事 務 費	25,738			25,738	
運営審議会等経費	5,026			5,026	
海外事情調査経費	11,405			11,405	
特定預金繰入支出					
退職引当預金繰入支出	426			426	
予 備 費	236,460	10	236,420		30
当期支出合計 (C)	1,085,786	178,010	578,120	329,626	30
当期収支差額 (A-C)	△ 686,000	△ 128,000	△ 558,000	0	0
次期繰越収支差額 (B-C)	0	0	0	0	0

平成 14 年度事業計画付属資料（女性尊厳事業）

平成 14 年 3 月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

1 事業名	一般啓発事業経費	(女性尊厳事業経費/啓発事業経費)	予算額 101,315 千円
-------	----------	-------------------	----------------

2 目的 : 「慰安婦」問題を契機に設立されたアジア女性基金の事業である女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について、国内外に対する広報・啓発に関する事業を行う。

3 内容 : 「基金」事業に関する情報を「基金ニュース」の発行、国内外の新聞・雑誌、テレビ、ホームページ等を通して広報・啓発する。

4 効果 : 「基金ニュース」、国内外の新聞、雑誌、出版、テレビ、ホームページ等を通じて、女性の人権問題等に対する「基金」の取組みについて国内外に情報発信を行うことによって基金事業の理解促進を図られることが期待できる。

5 スケジュール	① 「基金ニュース」	2 回	10月、3月
	② 国内外への広報活動		
	国内紙	2 回	5月、10月
	外国紙	2 回	7月、1月
	③ 啓発ポスターの作成	1 回	6月
	④ 雑誌広報	2 回	7月、12月
	⑤ テレビ番組作成・放映	1 回	12月
	⑥ ビデオ作成・配布	1 回	11月
	⑦ 啓発テキスト等作成・配布	2 回	5月、1月
	⑧ 外国資料の翻訳・配布		
	⑨ データベースの更新	随時	
	⑩ ホームページの作成、資料の更新・追加	随時	

事業名	Q&A作成事業	(女性尊厳事業経費／啓発事業経費)	予算額	12,354 千円
-----	---------	-------------------	-----	-----------

- 2 目的 : 国内外で広く女性尊厳の重要性について訴え、理解を促すための小冊子の作成・翻訳・配布を行なう。
この小冊子を通して歴史的経緯、社会的、心理学的背景に関し先進国における取組み等を各事例に沿って社会的、個人的対応をまとめて女性の人権問題に対する意識・啓発を促し、問題の解決と予防に参画するための知識を増進するものである。
- 3 内容 : ① 国内外の女性の尊厳に関する今日的なテーマを取上げた小冊子
② 過去5年間にわたる蓄積した研究成果を踏まえ、特に、国内外で高い評価・反響を得ている課題に予防や解決の提案を加えた小冊子等
- 4 効果 : 小冊子形式は簡潔に問題を把握できる効率のよい啓発方法であり、国内はもとより国際的にも今日的な女性問題に関し、幅広く問題意識を高め、予防や解決に参画する人々の輪が広がることに資することが期待される。
- 5 スケジュール : 作成開始 5月
刊行 1月

事業名	地方対策啓発事業	(女性尊厳事業経費／啓発事業経費)	予算額	11,747 千円
-----	----------	-------------------	-----	-----------

- 2 目的 : 元「慰安婦」への「償い金」支給事業の終了という節目に当たり、国民と政府が協力して行ってきた事業について、総括的な報告を行う。また、女性の人権の問題について、国際的実情を踏まえて、国内主要都市で啓発活動を行いこの問題に対する一般社会の理解を図る。

3 内 容 : 講演会等の開催

I 全国の拠金者、一般、マスコミ関係者などに対する、事業報告会および地元報道関係者等との懇談会の
同時開催。

II 女性に対する暴力の問題をテーマとした女性の人権に関する啓発セミナーの開催。

III I、IIに関連した問題をテーマに高校生・大学(院)生、教職員らとの討論会の開催。

4 効 果 : 被害の続く国内外の女性の人権に関する問題等について、国際社会の一員として日本人々が考える場を
提供することにより女性の名誉と尊厳が守られる国際社会構築への貢献を期待できる。

5 スケジュール : I 事業報告会及び報道関係者懇談会の開催 7ブロック5ヶ所

11月2回(1回)、12月2回、1月 (うち首都圏1回) () は首都圏開催内数

II 啓発セミナーの開催 7ブロック6ヶ所 (うち首都圏2回) () は首都圏開催内数

6月、7月、9月、10月(1回)、11月(1回)、12月

III 学生等との討論会 7ブロック4ヶ所

5月(1回)、6月、10月、11月 (うち首都圏1回) () は首都圏開催内数

1 事業名 : NGO支援事業 (女性尊厳事業経費/事前防止事業費) 予算額 20,398 千円

2 目 的 : 「慰安婦」問題を生んだ過去の反省に立って、国際的見地から女性の人権問題に関する活動を行うNGOの当該
事業に対し支援を行う。

3 内 容 : 次の活動を行うNGOに対し、適切な支援を行う。

A 女性の基本的人権の尊重・促進に関わる啓発活動支援

イ 女性の自立につながる活動支援となる事業

ウ 女性に対する暴力や人権侵害の防止にかかわる活動支援

- 4 効 果 : 紛争や家庭内暴力被害となる女性の数は国際的にも減少する兆候が全く見られない状況に鑑み、かかる問題に取り組むNGOが発展することは不可欠である。当該事業活動を推進するNGOに支援することにより、基金としての国際貢献を行うことができる。同時に、支援を通して、かかる問題に取り組む国内外のNGOとの連携を構築することにより、継続的な情報交換を行い、対応策など技術の更新・向上を図る。

- 5 スケジュール : ① 平成14年度募集要項配布・発表
② 申請締め切り 4 月末
③ 申請書審査、ヒアリング、支援の決定・通知、支払手続き等 5 月
④ 評価会 3 月

1 事業名 国際会議事業費 (女性尊厳事業経費／事前防止事業費) 予算額 17,436 千円

- 2 目 的 : ① 女性の人権に関わる問題について、アジア・太平洋地域の人々が集まり、問題の現状について情報・意見交換を通じ、共通の行動計画を設定することにより、参加者及び参加団体が連携を深め、各国での効果的な啓発促進に資する。
② 国際的な関係を構築し、緊密な連携の下に、女性が暴力や人権侵害に直面している現状等について、国内外における予防・啓発を図る。

- 3 内 容 : ① 国際会議の共催
アジア・太平洋地域における女性の人権問題について、国連機関、当該国政府あるいはNGOと共に会議を行い、

情報意見の交換等を通じ、共通の行動計画を設定する。

② 国際専門家会議及び公開フォーラムの主催

アジアにおける家庭内暴力等について専門有識者を招聘し、実態の把握、保護のための法的整備、効果等について国内の専門有識者を交えて論議する。

- 4 効果 : ① 女性問題に取り組む「基金」の国際的活動を国連等を始めとし、国際的にアピールすることができるとともに「基金」が行う事業についての国際的な理解を深めることに繋がることが期待される。
- ② また、アジア・太平洋地域の連携・協力関係の強化を通じて女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪等の行為の防止についての各国における啓発を促進し、もって各国での取り組みを促進することに繋がることが期待される。

- 5 スケジュール : I 国際会議の開催 (開催地：バンコク) HIV/AIDSについて 11 月
- II 国際専門家会議の開催 (開催地：ペナン) 女性と司法について 7 月
- III 国際専門家会議及び公開フォーラムの開催 「慰安婦」問題を中心としたラウンド テーブル 12 月

1 事業名	調査研究事業 (女性尊厳事業経費／事前防止事業費)	予算額	10,234 千円
-------	---------------------------	-----	-----------

- 2 目的 : 元「慰安婦」問題の反省に立って過去から現代に至る女性問題の実態、原因、対策等を把握するための調査研究を行う。

- 3 内容 : ① 女性に対する家庭内暴力問題の要因と対策に関する調査研究 (委託)
- ア 「加害者男性に対する調査研究－飲酒行動とDVIに関する調査研究」国内外との比較
- イ 「国際結婚における定住外国人女性の現状に関する調査・研究」本調査

- ウ「家庭内暴力についての都市部での一般家庭の意識及び実態調査」
- エ「相談窓口から見た女性に対する暴力への公的支援の効果」
- ② 武力紛争下でのレイプ、強制妊娠など、女性に対する暴力が世界各地で起きている実状の調査研究
- ア「武力紛争下における女性の人権」研究会
- イ「慰安婦」問題及び国際機関その他の女性の人権暴力等に関する書籍・資料等の翻訳、印刷
- ③ 調査研究報告書を作成・配布する。

4 効 果 : 女性の人権問題に対する関心を高め、社会一般の女性に対する暴力の事前防止を促す。

5 スケジュール : I 各調査研究 (委託) 4月～1月

II 研究会の開催

「武力紛争下における女性の人権」研究会 5回 5,7,10,12,2月

III 「慰安婦」問題及び国際機関その他の女性の人権暴力等に関する書籍・資料等の翻訳、印刷 4月～2月

IV 研究成果の作成・配布 3月

事業名	援助者育成研修事業 (女性尊厳事業経費)	予算額	11,520千円
-----	----------------------	-----	----------

2 目 的 : 国内外の有識者等専門家により、女性に対する暴力等による被害者の救済のための援助者に対し、研修を行う。

3 内 容 : 研修会等の開催

- ① 国内外の援助者を対象に女性に対する暴力等の被害者救済のための方法等について教育・研修を行い、支援能力の向上と支援体制の確立・向上を図る。
- ② 援助者育成には、行政機関や医療関係並びにNGOなどの協力が不可欠である点に鑑み、これらの幅広い幅の

援助者に対して研修・訓練を行う。

- 4 効 果 : ① 内外の行政機関関係者と他機関関係者とのネットワークを広げることができる。
② 研修・訓練に関する情報を広く配布することにより、他機関と連携し、協力体制を作ることができる。

- 5 スケジュール : 研修会の開催 7ブロック9ヶ所 (うち首都圏2回)
6月、7月2回、9月2回(1回)、10月、11月、12月(1回)、1月

() は首都圏開催内数

(部内資料)

14. 3. 27

理事会

現在の募金状況

募金キャンペーン2000(12. 9. 1 ～ 14. 3. 22)

(概算募金額)

政府等及び各省庁関係職域

4, 001万円

都道府県等地方公共団体職域

1, 337万円

主要労働団体

1, 495万円

経済団体関連等

90万円

一般国民等

3, 742万円

計 1億0, 665万円

(参考)

寄付金総額収支状況

収入総累計

支出総累計

差引残高

12. 8. 31末

4億 4, 826万円

3億 4, 000万円(170人)

1億 0. 826万円

14. 3. 22現在

5億 5, 491万円

4億 2, 600万円(213人)

1億 2. 891万円 (64人分)

寄附金年度別収支状況

(14.2.28現在)

【部内資料】

(単位：円)

年 度	寄附金等収入					償い金支出及び対象人数				差引残高 ③－④
	寄附金	寄附金累計	利息	利息累計	収入累計 ①+②	当年度支出・人数		支出・人数累計		
		①		②	③		人	④	人	
7年度	219,772,701	219,772,701	21,745	21,745	219,794,446	-	-	-	-	219,794,446
8年度	211,790,069	431,562,770	301,170	322,915	431,885,685	36,000,000	18	36,000,000	18	395,885,685
9年度	9,097,368	440,660,138	980,038	1,302,953	441,963,091	104,000,000	52	140,000,000	70	301,963,091
10年度	2,441,541	443,101,679	790,954	2,093,907	445,195,586	94,015,984	47	234,015,984	117	211,179,602
11年度	1,420,159	444,521,838	257,620	2,351,527	446,873,365	92,001,200	46	326,017,184	163	120,856,181
12年度	83,603,344	528,125,182	96,008	2,447,535	530,572,717	24,000,000	12	350,017,184	175	180,555,533
13年度 (H14.2.28現在)	23,742,326	551,867,508	28,172	2,475,707	554,343,215	76,000,000	38	426,017,184	213	128,326,031

関係資料

外務省報道ぶり

1-41

戦後補償ネットワークFAX

42-49

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

50-69

新聞切り抜き 女性・人権問題関連

70-77

新聞切り抜き AWF関連

78-87

抗議声明文

88-90

拠金者からの書簡

91-94

戦後補償実現！FAX速報 No 369 2002.2.18

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額 500 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆インドネシア政府が「慰安婦」問題への姿勢を転換。日本の謝罪と個人補償支持を表明

参議院に「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を提出している民主・共産・社民党の参議院議員団がインドネシアの「慰安婦」問題調査のため2月10～13日ジャカルタを訪れ、「慰安婦」被害者、関係NGO、政府・議会関係者らと会い、法案について直接説明、意見を交換した。調査に参加したのは岡崎トミ子(民主)、円より子(同)、吉川春子(共産)、田嶋陽子(社民)の4議員で、マルディエムさんら被害者代表、元兵補協会代表、法律扶助協会(LBH)担当弁護士、社会省のルハディ次官、前女性問題担当相のコフィファ議員、アミン・ライス国民協議会議長、ユスリル・マヘンドラ法務人権相らと精力的に会談、懇談した。

昨年日本弁護士連合会から人権救済勧告(本紙356号参照)を得ているマルディエムさんらは「法案は日本社会が私たちのことをこんなに理解してくれてきたことの証明。本当に嬉しく誇りに思う。日本政府は公式に謝罪し、賠償を払ってほしい。私たちよりずっと若い人たちが社会を変えるために働いていることを実感し、意を強くした」と訪問を感謝した。元兵補協会のアリフォエディン会長らも法案を支持し、日本政府による早期の謝罪と個人補償を強く求めた。ルハディ社会省次官は「法案提出は非常に喜ばしいニュース。法案を最大限支持したい」と語り、政府として生存者の調査に踏み込む可能性も初めて示唆した。また「女性のためのアジア平和国民基金」との覚書でこれまで実施してきた事業の見直しもありうると述べ、「今の政府は民主的。補償要求も避けて通れない」と強調した。

ユスリル法相は「法案審議は日本国内の問題」と慎重な態度を示したが、コフィファ前女性相は「法案の3つの目的はまさに被害者が望んでいたこと」と支持を表明。立法府のトップで次期大統領候補と目されるアミン・ライス国民協議会議長も「過去を忘れることはできない。法案を歓迎し、個人補償の考えを支持する」と語り、賛意を表明した。

調査団は「国民基金」の資金で社会省が建てた女性の高齢者のための施設も視察したが、これらの施設建設のために97年に交わされた覚書を外務省と基金側はこれまで「インドネシア政府側が望まないの」と公表せず、国会議員らの提出要求を拒否してきたが、今回ルハディ社会省次官は覚書のコピーを調査団に手渡すとともに「インドネシアでは97年の締結時に発表している。私たちを理由に公表できないとしてきたとすれば、倫理に反することだ」と述べ、不快感を表明した。従来「慰安婦」問題への取り組みが消極的とされてきたインドネシア政府だったが、2度の政変を経て社会全体が大きく変わり、今回の日本からの議員団の訪問を機に、個人補償支持の方向に政策を大きく転換したことが明らかになった。なお、「国民基金」側も呼びかけ人の大沼保昭東大教授らを議員団の訪問直前の2月1～6日現地に派遣して調査と政府機関との協議を行ったが、「インドネシア側が覚書の公表に同意しない」と説明していた。議員団によるインドネシア調査報告会が2月21日(木)13:30、参議院議員会館第1会議室で開かれる。(2/13KOMPAS, Jakarta Post, ICR)

◆国際司法裁判所、ベルギーの「人道違反法」によるコンゴ元外相逮捕状は無効と判決
14日ハーグの国際司法裁判所は、人道に対する罪で国外の容疑者も訴追できるとしたベルギーの国内法「人道違反法」に基づき、ベルギー当局がコンゴのヌドンバシ元外相に出した国際逮捕状の無効を求めたコンゴ側の主張を認め、閣僚や外交官には免責特権があることを確認する判決を下した。「人道違反法」の適用範囲が制限されることになり、ベルギーのミシェル外相らも同法の改正を示唆する発言を行った。(2/15読売、16毎日・朝日)

◆旧ユーゴ国際戦犯法廷でミロシェビッチ前ユーゴ大統領本人が反論。米欧の責任追及
国連旧ユーゴ国際戦犯法廷(ハーグ、本紙365号参照)で12日から「集団虐殺」は「人道に対する罪」に問われているミロシェビッチ前ユーゴ大統領の本格審理が始まり、14・15の両日前大統領本人が弁護人なしで7時間半にわたって反論。「ボスニアを内戦に追い込んだのは米欧の指導者たち。コソボでのセルビア当局の武力行使はアルバニア系武装組織へのテロ掃討作戦で、米国が行うテロとの戦争は正義でユーゴでは犯罪とされる。99年NATO空爆こそ犯罪」と述べ、クリントン前米大統領らの証人喚問を要求した。(2/15・16各紙より)

■＜本の紹介＞韓国挺身隊研究所著『よくわかる韓国の「慰安婦」問題』

日本軍「慰安婦」問題Q&A、中国・カンボジアなどに残留したハルモニらのルポ・証言、資料・年表などをとおして韓国側からみた「慰安婦」問題をわかりやすく紹介。副教材に最適。金英姫・許善子編訳。アドバンテージサーバー刊、A5版294頁、2500円＋税。
(韓国語版は2000年にハンギョレ新聞社から刊行され、韓国全教組などが推薦、好評を博している。)

■＜資料紹介＞第4回公開フォーラム『戦後補償裁判の現況と今後の課題2002』資料

戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会と戦後補償ネットが1月25日に弁護士会館で開いた公開フォーラムのレジュメ・資料集。01年に出された10本の判決報告、花岡平和友好基金、元BC級戦犯・「慰安婦」補償立法案、米国・ドイツの動きなど最新情報を紹介。当日追加した分も含めた増補版。B4版35頁、1部500円＋送料180円。FAX03-3237-0287へ。

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第58回サイレント・デモ&院内報告集会

2月21日(木)＜*今月のみ第3水曜日ではなく1日ずらして木曜です。お間違えなく！＞
11:30、参議院議員会館前。13:30、参議院議員会館第1会議室“3党議員団「慰安婦」問題インドネシア調査報告会”に参加。終了後、資料等配布予定。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会T03-3262-6646。

【裁判情報】＜報告＞●連合国捕虜訴訟控訴審判決期日決定：00年9月に結審したまま判決が遅れていたが、3月27日(水)15:00、東京高裁815号と決まった。原告らも来日予定。

●シベリア抑留謝罪補償請求訴訟控訴審も結審：大阪高裁で行われていたシベリア抑留謝罪補償請求訴訟控訴審(原告は全員日本人)は2月15日第5回公判で結審となった。この日は1952年に外務省が国連に出した「ソ連地域にて日本人捕虜及び抑留者が服した強制労働に関する報告」を証拠として提出、シベリアの現地検証、瀬島龍三元参謀らの尋問を求めたが認められなかった。判決は6月28日(金)13:30、大阪高裁。

＜予定＞●2月22日(金)14:00 三菱広島韓国人徴用被害者釜山訴訟第9回公判、釜山地裁304号。●2月25日(月)13:30 中国人「慰安婦」第1次訴訟控訴審第2回公判、東京高裁810号。●2月28日(金)10:00 遺棄毒ガス・砲弾被害第2次訴訟、東京地裁709号(歩平・中国黒龍江省社会科学院副院長証人尋問)。

戦後補償実現！FAX速報 №370 2002.2.23

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03(3237)0287 ■TEL: 03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆「国民基金」が韓国での事業終了を発表。実質70日間の受付延長に韓国挺身隊が抗議

2月20日「女性のためのアジア平和国民基金」は記者会見を開き、石原信雄副理事長、横田洋三運営審議委員長、呼びかけ人の和田春樹東大名誉教授らが、韓国での「償い金」支給事業を5月1日をもって終了することを発表した。これまでに韓国・台湾・フィリピンの「慰安婦」被害者188人に3億7600万円を支給してきたと報告したが、国・地域別の受取者数は公表されていない。内外の被害者や関係団体は当初から「国民基金」の「償い金」支給事業は国の責任を転嫁するもので、本来の公式謝罪と国家補償責任をあいまいにし、名誉回復を実現しないと反対してきた。韓国政府も繰り返し反対の意向を表明し、今月5日付毎日新聞紙上でも韓明淑女性大臣がインタビューに答えて終了を求めていた(本紙367・3号参照)。しかし今回の発表は、終了期日発表とともに本来今年1月10日に終了すべきものを突然20日から再開し、5月1日まで70日間延長することを宣言したもので、韓国挺身隊問題対策協議会は21日抗議文を発表し、事業の即時中止を要求、重ねて日本政府に公式謝罪と法的賠償を求めた。韓国政府も21日通商外交部スポークスマンが「韓国政府は被害者と関連団体が基金の一時金支給に反対している点を重視しており、基金側はこのような事実を認識し、被害者と関連団体が受け入れることのできる他の方法を講じることを促す」との政府見解を発表した。根拠のはっきりしない70日間延長に、被害者を含めて混乱を憂慮する声が広がっている。(2/19共同、20朝日夕刊、21毎日・読売)

◆韓国政府、教科書「慰安婦」記述の大幅充実を図る。教師向けCDも配布

21日韓国女性省は、今春から使用する中学・高校の国定歴史教科書の「従軍慰安婦」の記述を、実態に即してより詳細に記述するなど大幅な充実を図ると発表した。中学2年と高校1年で使用するもので、中学の教科書では従来の「女性までも挺身隊の名で連れ去られ、慰安婦として犠牲になることもあった」との記述を「日帝は多数の女性を強制動員し、日本軍が駐屯しているアジア各地に送り、慰安婦として非人間的な生活を強要した」との記述に改める。同省は「慰安婦が強制動員され、性奴隷としての生活を強要された女性であることを明確にするのが目的」と説明。高校の教科書では挺身隊研究所などの調査による資料も詳しく紹介している。昨年の日本の歴史教科書論争を受けた措置で、教師向けの副教材としてCDも製作し、全国の中学・高校へ送ったと発表した。(2/22共同、23朝日)

◆韓国「強制動員被害真相究明法案」、行政諮問委員会法律審査小委員会に付託

2日韓国の国会は昨年10月12日に金元雄議員らが提出した「日帝下強制動員被害真相究明に関する特別法案」(本紙355号参照)を行政諮問委員会に付託。6日金元雄議員の書面による趣旨説明が行われ、法律審査小委員会で審議される手続が取られた。これに先立ち韓国の被害者関係団体で構成する「特別法制定推進委員会」は4日韓・米・日市民公聴会を開き、3ヶ国の市民団体の代表らが報告した。(2/6韓国戦後補償速報36号)

◆ドイツ・チェコ和解宣言を再確認し、ゼマン・チェコ首相の敵視発言問題決着

20日ドイツのフィッシャー外相は、ブラハでチェコのゼマン首相と会談し、「EUの中東政策を強く支持する首相の言葉を受け入れる」と言明した。ドイツとチェコは96年12月に双方の過去の過ちを認めた和解宣言に署名し、双方が提出した「未来基金」を創設しているが、ゼマン首相は先にナチス・ドイツに併合されたズデーデン地方から戦後チェコが追放した250万人以上のドイツ人を敵視する発言を行い、ドイツ側が反発していた。この日の会談で和解宣言を再確認し、ドイツ側も問題は解決済みとしたもの。(2/22朝日)

◆キューバ基地に拘束のタリバン、アルカイダ兵英豪人家族が釈放求め米連邦地裁に提訴

19日ワシントンの米連邦地裁にキューバのグアンタナモ米海軍基地に移送・拘束されているタリバン、アルカイダ兵の内、英国人2人とオーストラリア人1人の家族が米司法省を相手取り3人の釈放を求める訴訟を起こした。同基地には約300人が拘束されているが、拘束者側からの訴えは初めてで、国際人道法が争点になる。なお、1月にはロサンゼルス連邦地裁に米国の弁護士や市民が同基地のアルカイダ兵拘束の合法性の審査を請求し、1月22日から審理が行われている。(1/22朝日夕刊、23読売、2/19時事、21朝日・読売)

◆東京・大津地裁、薬害ヤコブ病全患者救済の和解案提示。1人4300～8200万円の和解金

22日ヤコブ病訴訟の和解協議で東京地裁と大津地裁は、国が原告患者全員に一律350万円支払い、国15%・企業85%の平均負担率で算定することなどを定めた和解案を提示した。1人当たり4300～8200万円、平均約6000万円、総額で国が1億6210万円、企業側が10億10万円の負担になる見込み。国の負担割合は薬害エイズ訴訟の40%をかなり下まわったが、「全員救済」を重視した。原告側は和解案を評価しており、厚生労働省側に戸惑いが見られるものの双方ともこの内容を受け入れるもよう。(2/23各紙)

◆インドネシア「慰安婦」議員調査団報告会開く。「国民基金」の施設建設事業を批判

21日参議院議員会館で先頃「慰安婦」問題調査のためインドネシアを訪れた民主・共産・社民党参議院議員団(本紙前号参照)の報告会が開かれた。報告した岡崎トミ子(民主)、円より子(同)、吉川春子(共産)、田嶋陽子(社民)議員は、「女性のためのアジア平和国民基金」が行っている高齢者施設建設事業について「直接被害者に届かず、歪んだ形で行われている。ODAでもなく不自然」「福祉事業では問題解決にならない。個人補償が実施されるよう見直すべきだ」と批判し、今後国会の委員会などで論議を提起すると述べた。(2/21共同・毎日速報)

＜ご案内＞「慰安婦」問題国連提訴10周年記念集会 “いまこそ「慰安婦」問題を早期解決を！”

2月26日(火)19:00、千代田区内神田社会教育会館8F第3集会室(T03-3256-8447)、

●記念講演「“慰安婦”問題と国連の10年」戸塚悦朗(神戸大学大学院助教授)

●発言＝前田朗(東京造形大学教授)、岡崎トミ子(参議院議員)、吉川春子(参議院議員)ほか

会場費=500円。主催=日本軍「慰安婦」強制労働国連NGO連絡会+千代田・人権ネット、協賛=戦後補償ネットほかT03-3237-0217、F03-3237-0287。＜開場18:30＞

■＜案内＞2002年第1回人骨問題研究会 “医学と戦争”

3月2日(土)13:30、新宿区障害者福祉センター2F調理室、「極秘・駐米軍登記衛生研究成績」を読む、コーディネーター＝常石敏一(神奈川大教授)、発言＝湯浅謙(元陸軍軍医)、保坂瑛一(医師)、平野利子(臨床検査技師)、資料代=500円。主催＝軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会T0422-36-4357(鳥居)。

戦後補償実現！FAX速報 No.371 2002.3.2

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax

■受信料：月額 500 円 (切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆韓国独立記念館研究所が韓国で「慰安婦」800 人の名簿を初めて発見し、公開

2月25日韓国独立記念館韓国独立史研究所は、800人余りの元「慰安婦」の名簿が記録された「上海韓国婦女共済会収容人員名簿」を公開した。日本の敗戦後の1945年11月に中国各地に送られていた朝鮮人「慰安婦」らを収容・救済し、帰国させるために結成された「上海韓国婦女共済会」(孔牧、崔厚源、姜大衡、任永浩が結成)が作成したもので、全体で86頁の資料の中に名簿が含まれていた。この資料によれば、45年11月から46年4月までの6ヶ月間に同共済会に収容された人は延べ66,536人で、この中に807人の元「慰安婦」とみられる名簿があった。名前と年齢、出身地が記載されており、年齢は20代が71%、30代が14%、10代が10%で、これらの女性は46年4月まで収容され、その後大部分が帰国したものとみられる。同研究所の李東彦主任研究員らが所蔵資料を整理する中で発見したもので、韓国ではこれまで被害者らの証言は多数得られているが、実証できる具体的な資料が発見されたのは初めて。解放(日本の敗戦)直後の生活ぶりを知るこのできる資料としても貴重な発見と評価されている。(2/26 東亜日報=韓国戦後補償速報37号)

◆「国民基金」の「償い金」支給事業の即時停止を求めて日本のNGO28団体が共同声明

「女性のためのアジア平和国民基金」(村山富市理事長)が韓国での「償い金」支給の受付を突然5月1日まで再開、延長したことを受け、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会(土屋公敏会長)、日本の戦争責任資料センター(荒井信一代表)、閔釜裁判を支援する会(松岡澄子代表)など日本の28のNGOと26人の個人は27日この決定に反対し、韓国だけでなく台湾やインドネシアでも事業の即時停止を求める共同声明を発表した。全地域での事業を直ちに停止し、検証・報告し、国会などで論議するよう求めている。韓国挺身隊問題対策協議会も21日抗議文を発表し、事業の即時中止を要求するとともに日本政府に公式謝罪と法的賠償を求めている。28日付「朝日」、「週刊新潮」3月7日号もこの問題を取り上げた。(本前号参照)

◆ブッシュ訪韓に対し韓国人被爆者が謝罪と補償を求めてデモ

ブッシュ米大統領が韓国を訪問した18日、ソウルの米国大使館前で李ホギョン韓国原爆被害者協会前会長らがデモを行い、米国に謝罪と賠償を要求した。李前会長らは「罪のない朝鮮人の民間人を被爆させ、50余年が経つのに一度も謝罪しないのは文明国といえない。国際司法裁判所の勧告に従って謝罪と賠償を行え」と要求し、被爆者への賠償問題を首脳会談の正式議題とするよう訴えた。また翌19日には大邱の米軍基地前でも同趣旨のデモが行われた。(2/28 韓国戦後補償速報37号)

◆ドイツ・チェコ和解宣言再確認後も関係修復せず。独首相チェコ訪問中止を発表

27日ドイツ政府は3月22日に予定されていたシュレーダー首相のチェコ訪問を中止すると発表した。20日にフィッシャー独首相とチェコのゼマン首相との会談で96年の和解宣言確認し、解決済みとされていたが(本紙前号参照)、ゼマン首相のズデーテン地方のドイツ系住民敵視発言に対しドイツ政府が懸念を示した措置とみられる。(3/1 朝日)

◆5月3・4日平壤で「日本の過去の清算を求める国際シンポジウム」開催を呼びかけ
朝鮮民主主義人民共和国の「従軍慰安婦・太平洋戦争被害者補償対策委員会(COCCOPA、洪善玉委員長)は2月20日付の呼びかけ文で、5月3・4日の両日平壤で「日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポジウム」を開催すると発表した。韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、日本から被害者と謝罪と補償を求めて運動している関係団体代表、法律家、研究者らを多数招いて開かれるもので、米国や欧州からもオブザーバーが参加する予定。共和国でこうしたテーマの国際会議が開催されるのは初めてで、また韓国の被害者が北を訪れるのも最初となり、画期的な会議となる。会議の成功のために日本でも「日本協力委員会」(土屋公敏代表)が設立され、広報や連絡、カンパの呼びかけなどを行う。参加申込・問い合わせ先 Tel03-3237-0217、Fax03-3237-0287。(ICR *別紙参照)

◆薬害ヤコブ病全患者救済の和解案、国側も受け入れ表明。次の課題は「謝罪」

3月1日坂口厚労相は22日東京・大津地裁が示したヤコブ病訴訟の和解案(本紙前号参照)の受け入れを記者会見で正式に表明した。国と企業が平均約6千万円支払う内容だが、国が原告患者全員に一律支払いする350万円については「弔慰金または見舞金的性格のもの」と述べた。これに対し、同日記者会見した東京訴訟の池藤勇原告団長らは「全面解決に向けて大きく前進した」「350万円は見舞金の常識を超えた金額」と評価する一方、「まだ謝罪がない。きちっとした謝罪をしてもらわないと完全な解決にならない」と語った。坂口厚労相は25日の衆議院予算委員会で薬害ヤコブ訴訟に関して「長い間ご苦勞された患者の皆さんに、心からお詫び申し上げたい」と、公式の場で初めて謝罪の意思を表明しているが、今後の争点は「謝罪」の文書化に移る。(2/26~3/2各紙)

◆〔訃報〕「長崎平和研究所」創設者鎌田定夫さん逝く

私財を投じて「長崎平和研究所」を設立し、反核平和運動を進めた元長崎総合科学大学教授鎌田定夫さんが2月26日消化管出血のため亡くなった。享年72歳。67年「国民一般と被爆者の間に著しい格差はない」とした厚生省の「原爆白書」に反対し、「長崎の証言の会」を設立。証言や記録の収集、語り部活動に取り組み、97年に平和研究所を創設した。

◆〔訃報〕「不戦兵士の会」元代表理事小島清文さん逝く

「不戦兵士の会」の元代表理事小島清文さんが3月1日急性呼吸不全のため亡くなった。享年82歳。戦艦大和の元乗組員で、部下とともにフィリピン・ルソン島で投降。捕虜となり降伏勧告のピラを作成した。88年に「不戦兵士の会」を結成、体験を語り、不戦を訴えた。

■＜本の紹介＞山川出版社日本史リブレット68『戦後補償から考える日本とアジア』

戦後の賠償史、植民地出身者への差別、強制連行・労働、「慰安婦」など戦後補償の歴史を裁判事例や資料を紹介しながらわかりやすく解説。用語解説も詳しい。社会科副教材向き。内海愛子著、山川出版社刊、A5版116頁、800円＋税。

【裁判情報】＜報告＞浮島丸訴訟控訴審始まる：2月28日浮島丸訴訟控訴審の第1回公判が大阪高裁で始まった。国側は初めて「時効」を主張、原告・弁護団から批判の声が上がった。

＜予定＞●3月8日(金)10:30 シベリア抑留補償請求訴訟判決公判、最高裁第2小法廷(傍聴は9:55に南門前集合)。●3月13日(水)13:00 名古屋三菱第11回公判、名古屋地裁大法廷。●3月13日(水)13:15 海南島戦時性暴力被害者訴訟第2回公判、東京地裁。●3月18日(月)13:45 三菱広島元徴用工裁判控訴審第9回公判、広島高裁304号。

【編集部から】郵送での発送サービスを3月末で終了します。FAXかEメールでの受信に変更下さい。

「日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポジウム」に参加を！

朝鮮民主主義人民共和国の「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会(洪善玉委員長、黄虎男書記長)よりこのほど別記のと通りの招請と要請が届きました。

来る5月初旬にピョンヤンで「日本の過去清算を要求するアジア地域討論会」(仮称)を開催し、朝鮮の地に日本の過去の犯罪—植民地犯罪と戦争犯罪—の責任を追究するアジア地域の関係団体代表が集い、朝鮮の被害実態について理解と認識を深めるとともに、被害者や法律家・研究者らとともに運動や研究の成果を確認・共有し、今後の運動の進め方について討議し、共同・連携した行動の可能性をさぐるという趣旨の民間の国際会議です。

南朝鮮(韓国)、中国、台湾、フィリピン、インドネシアなどの被害国の代表や欧米の関連団体の代表もオブザーバーとして招くほか、加害国日本の関係者にぜひ多数参加いただきたいとの要請です。

2日間にわたり全体会と①日本軍「慰安婦」、②強制連行・強制労働、③日本の歴史歪曲・右傾化の3つの分科会が予定され、被害者の証言、各国代表、専門家の報告を聞き、討論する予定です。アピールを採択し、国連や日本の首相あての文書も採択・送付する予定です。朝鮮語・英語・日本語の同時通訳付きで行われる本格的な国際会議です。

1992年に補償対策委員会が設立されてから、このような国際会議が朝鮮民主主義人民共和国で開催されるのは初めてで、同国の被害者と補償委員会が南朝鮮(韓国)も含めた海外の被害者や関係団体と密接に連携・連帯して運動を進めていこうという強い決意をこめた呼びかけです。

この10年の間に、日本に戦後補償を求める運動は国際的にも大きく広がり、加害国の責任を問う国際的な包囲網が出来てきています。その中で朝鮮民主主義人民共和国だけが「国交がない」という壁に隔てられ交流と連帯が阻まれがちでした。今回の国際会議がそうした壁を突き崩し、運動をより強力で実効的なものとする契機となることを心から願うものです。日朝国交正常化交渉の進展は、アジア全体の戦後補償の要求に大きな影響を与えます。

私どもとしても、ぜひこの呼びかけに積極的に応え、広範な日本の各団体、各層・各地の皆様がふるってこの歴史的な国際会議にご参加下さるよう要請する次第です。

また、中国、フィリピン、インドネシアなどから参加される代表の旅費のカンパ、会議に必要な機材の提供等の協力も併せて呼びかけたいと思います。現地での会議に参加できない各団体・個人の皆様にも、賛同カンパの形でこの国際集会を支持・支援していただければ、大変幸いです。

ぜひともこのシンポジウム開催の意義をご理解いただき、実り多い集いとなりますよう、多数の皆様のご参加とご協力をお願い申し上げます。

2002年3月1日

「日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポジウム」日本協力委員会

代表 土屋 公献(元日弁連会長)

連絡先：〒102-0072 千代田区飯田橋4-5-16-301 Tel. 03-3237-0217 Fax. 03-3237-0287

E-mail: cfrtyo@aol.com 銀行振込口座：三井住友銀行飯田橋支店普通口座0834931「日本協力委員会」

< 参 加 要 項 >

- (1) 日程：①5月2日(木)午後 新鷺発/ウラジオストク乗換/ピョンヤン着
② 3日(金) 国際シンポジウム第1日目(全体会議・証言集会)
③ 4日(土) 国際シンポジウム第2日目(分科会・全体会議)
④ 5日(日) 市内見学 夜 アリラン見学(*オプション・希望者のみ・別料金)
⑤ 6日(月)午前ピョンヤン発/ウラジオストク乗換新鷺着
- (2) 参加費用：21万円(航空券・ホテル代・食事・ビザ手数料等) (3) 申込締切：3月15日(金)
- (4) 会議場：ピョンヤン人民文化宮殿(同時通訳付) (5) 宿舎：羊角島(ヤグッ)ホテル
- (6) 参加予定国・地域：中国、台湾、フィリピン、インドネシア、日本、米国、南北朝鮮ほか

＜朝鮮「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会からの呼びかけ＞

親愛なる友人のみなさん、

私たちは、日本の軍事的植民地統治および侵略戦争に対する責任を追求し、被害者の名誉を回復されるべく、積極的に活動されているみなさんに、心からの敬意を表するとともに連帯のあいさつを送ります。

わが「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会は近年、日本の戦後処理問題の公正な解決を要求する各市民団体との連帯を強化し、2000年「女性国際戦犯法廷」にも参加して戦時性奴隷犯罪をはじめとする日本の過去犯罪を暴露し断罪するための活動を力強く展開してまいりました。

今日、アジアの被害国と被害地域はもちろん、国連と米国等国際的にも日本に過去を清算することを要求する声が増しに高まっています。

しかし、このような国際的な世論と時代の流れに逆行し、日本政府は欺瞞にみちた「国民基金」に固執し歴史教科書まで歪曲、ねつ造しているだけでなく、軍国化への動きをさらに露にしながら、過去の犯罪に対する責任から逃れようと画策しています。

周知のごとく、日本政府が昨年国際会議と証言集会に参加するはずだった当委員会のメンバーと過去被害者の入国を拒否したことは、内外に激しい抗議と怒りを呼び起こしました。

私たちはこの度5月はじめに平壤で「日本の過去清算を要求するアジア地域討論会」(仮称)を開催し、ここに日本を含むアジアの被害国と被害地域の市民団体と民主団体、平和団体等の各代表を招待することにしました。

私たちは今回の討論会が、最大の被害国である朝鮮で犯された日本による加害事実と、それにとまなう責任を回避しようとしている日本政府の立場を正確に認識させ、性奴隷制度と強制連行等日本によって言い尽くせない不幸と苦痛を強要された被害者の名誉回復と正義を求めて活動しているアジア地域の各団体および人士と意見を交換し、日本の過去清算の実現のための方法的な問題を協議する国際的な会合となることを希望します。

正義と真理、平和と人権を貴重にされているみなさんが、ご多忙のことと存じますが、討論会の開催が持つ意義について理解され、討論会にぜひ参加され実りある国際会議となるよう、積極的なご協力をいただけるものと期待しております。

2002年2月20日

朝鮮民主主義人民共和国 「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会

返信用 FAX⇒03-3237-0287

「日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポジウム」

参加申し込みます・資料を送って下さい ○で囲んで下さい。

名前:

Fax:

E-mail:

「女性のためのアジア平和国民基金」理事長

14. 3. -6

村山 富市 殿

各位

元「慰安婦」への国の公式謝罪と個人補償を求める日本の NG027 団体と 26 人の個人はこのほど、別紙のとおり、2 月 20 日に「女性のためのアジア平和国民基金」が韓国での「償い金」支給事業の 5 月 1 日の終了と同時に 70 日間の事業再開と延長を発表したことに対する抗議声明を共同で発表しました。

共同声明を送付いたしますので、趣旨をお汲み取りの上、すみやかな対応をお願いします。

なお、韓国の挺身隊問題対策協議会（韓国の NG021 団体で構成）も先月 2 月 21 日に抗議文を発表しています。

2002 年 3 月 4 日

共同声明参加団体・個人一同

■連絡先：Tel. 03 (3262) 6646 Fax. 03 (3237) 0287

〒102-0072 千代田区飯田橋 4-5-16-301

抗議声明

韓国、台湾、インドネシアなど

全地域での「国民基金」の事業の即時停止を求める！

2月20日、「女性のためのアジア平和国民基金」（「国民基金」）は1月10日終了した韓国での「償い金」申請をさらに5月1日まで70日間延長すると発表しました。

私たちはかねてより「慰安婦」被害者への個人賠償を拒否し、責任を回避するために日本政府が設立した「国民基金」の中止や解散を求めてきました。国民の善意を盾に政府の責任を曖昧にする「国民基金」では被害者の名誉が回復されず、問題は解決しないからです。

その結果、韓国や台湾で被害者の多くが「国民基金」を拒否し、韓国では事業の凍結を余儀なくされてきました。私たちは「国民基金」に即刻事業を終了・停止するよう求めてきましたが、「国民基金」はこれを見做し、勝手に決めた5年間の期限も歓迎されないまま終了しました。ところが、「国民基金」はこの公約した期限を一方的に破り、あと70日間事業を延長すると発表したのです。合理的な理由を明らかにしないまま、なぜ再び韓国社会と被害者側の感情を逆なでするような措置をこの期に及んでも取らなければならないのでしょうか？

事業期限が終了した今、日本政府と「国民基金」が真っ先になすべきことは謙虚に被害者・被害国の声に耳を傾け、これまでの間違った対応を深く反省、謝罪し、不健全な事業に幕を引くことです。韓国だけでなく、台湾でも、また寛書を結んで不透明な高齢者施設建設に外務省資金をつぎこんできたインドネシアでも、すべての地域で「償い」「支援」と称する事業を直ちに停止すべきです。そして95年の設立以来の事業が、被害者・被害国との和解にどれだけマイナスの影響を与え、被害国でどのように評価されているのかを外務省と「国民基金」は検証し、国民にも正直に報告し、国会などで論議すべきです。

被害者と被害国・地域、国連諸機関や平和と人権の回復を願う世界の人々が求めてきたのは日本政府による謝罪と被害者個人への賠償であり、それによってしか被害者の名誉は回復され得ません。

改めて「国民基金」の事業の即時停止と日本政府による謝罪と賠償を強く求めます。

2002年2月27日

戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会 会長 土屋公献

「慰安婦」問題の立法解決を求める会 同上

リドレス国際キャンペーン 代表 大島孝一

戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会 共同代表 坂内義子・持橋多聞・金英姫

戦後補償実現！J=K ネットワーク

日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会

朝鮮人強制連行真相調査団 代表 鈴木二郎
 日本の戦争責任資料センター 代表 荒井信一
 戦後補償ネットワーク 世話人代表 有光健
 日本キリスト教会「従軍慰安婦」問題と取り組む会 代表 渡部静子
 日本キリスト教協議会女性委員会
 売買春問題ととりくむ会 事務局長 高橋喜久江
 戦後責任を問う関釜裁判を支える会 代表 松岡澄子
 在日の慰安婦裁判を支える会
 戦地性暴力調査会 代表 小林美和子
 インドネシアの「慰安婦」問題を考える会 共同代表 川田文子・大村哲夫
 強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク 代表 永村誠朗
 在日朝鮮人・人権セミナー 代表 床井茂
 歴史の事実を視つめる会 代表 荒井信一
 日本の戦後責任を清算するため行動する北海道の会 共同代表 林炳澤・大嶋
 薫・古賀清敬・小林ちよみ・竹村泰子
 (社)神奈川人権センター 理事長 星野昌子
 婦人民主クラブ 共同代表 赤石千衣子・設楽ヨシ子・中川加代子
 新日本婦人の会 会長 井上美代
 戦争を許さない女たちの JR 連絡会 代表 木瀬慶子
 日本キリスト教会東京主僕教会「教会と社会」委員会 委員長 森山玲子
 日本友和会 理事長 武 祐一郎
 憲法9条—世界へ未来へ連絡会(9条連)
 日本製鉄元徴用工裁判を支援する会
 鈴木裕子(女性史研究者) 野田峯雄(ジャーナリスト) 伊藤孝司(フォトジ
 ャーナリスト) 木村公一(アブディエル神学大学教授) エドワード・ブルゾ
 ストウスキー(カトリック神父) 花房俊雄(関釜裁判を支援する会事務局長)
 花房恵美子(同事務局) 石井美登里(同) 榊原隆子(日本の戦後責任を清
 算するため行動する北海道の会事務局長) 濱本正彦(同事務局次長) 佐藤
 和弘(同) 磯野宏之(同) 小野寺麻理(同) 三島伸之(同) 桑野功(同
 運営委員) 北山清喜(同) 長谷川淳(同) 村雲孝(同) 片桐真(同)
 内田由貴子(同) 古谷史子(読書会通信) 津村幸子 吉田好一 井上悦子
 坂内義子 西浦昭英

<28 団体 26 個人、2002. 2. 27. 現在・順不同>

前略。二月二十三日のフォーラム「戦争の記憶と未来への対話」聞かせて頂きたい。たいへん参考になりす。有難うございました。私は基金にもソシカの出資をさせて頂いて居ります。当日、どのような発言があったように思うのですが――

「NGOの中にも『基金』による救済は国家補償の壁になる」という声があるし

そのような声・論は今までも多く見聞きして来ましたが、でも私は人間対人間としての思ひから、愚図つくる政府なんか恥び恥して元慰安婦の方の苦しみを見せしめやうがない。それをやって何が悪いかと言いたくなっています。あの時手も挙げていた時同切れで。

これは私個人の体験に基づいた多分に感情的なものでもあります。がフォーラムの初めに司会の石井氏がおっしゃっていた「いま待ったなしの時機、直接の経験者たちから消えてゆく」という言葉が、私に私の経験をも語っておくべきかと筆を執りました。（今しも属人教育関係の雑誌に発表する「南京大虐殺は事実であつた」という文

かありました。

私は一九三七(昭和十二年)夏から一九四二(昭和十七年)春まで、いわゆる日帝時代の五年間、京城に現在の韓国ソウルに居りました。折から朝鮮総督府は、内鮮一帯を呼号して第一環として京城に内(日本人)鮮(朝鮮人)共学の中学校と女学校を一校ずつ作りました。私はその女学校に入りました。(というわけが、私は京城道立舞鶴(まがづり)女子学校と言いました)校内で使える言葉は勿論日本語だけ、そううに創氏改名で朝鮮人の学友たちは全員日本風の名前前に改まりました。修身の時間には校長自らの授業で「日本は神の国、的教義を教える」といふ。日米開戦後は毎月八日、全校生が隊列を組んで天皇と大神を祀った神宮に参拝しました。当時我は冠を知りぬ従順なもの、少女ですべてとすんまり受け入れ、朝鮮の学友たちとも仲良くして家庭を語合、たり食事を楽しんだりして居りました。

一九四二年四月、父が再び東京本社に転勤したので、おまゝ一家は京城を離れ、すいた朝鮮の学友たちとの文通は暫く終りました。磯かとの翌年、三月にわたると思ひます。朝鮮人の学友からの便りで彼女たちが全員、南鮮

の工場に動員されたことを知り、「おふのためにしつかりやります。」というふう
うに書きつあり、私は「済まないわね。内地の私たちはまだ勉強ついでに
と返事を書きました。都立高女での私たちはまだ平穩な学業の目をおつたに、
通早く動員されてしまった朝鮮人の学友たち。そして彼女たちの使うつおふに」とい
言ふ意味。そこに潜む問題に当時の私は全く気がつかないでいた。

私の自らの被害者の側に立って見たこと、朝鮮の人々の特に母國語を圧迫す
る側の人間に、このことへの罪を意識するようになった。戦後後進に、
よく「たがものを読み、また中學校の國語科教師になつてから」だ。

一九九四年エス・ヘラント世界大会がソウルで行われたとき、私はあそひ公園
会館の中で二度、罪を詫言した。やゝと覚え始めたエス・ヘラントだ。

一九九六年五月六月、東京神樂坂のセツショロハウスで海を渡る恨と題して
勝山泰佑氏の写真展と日韓レ・ロ・Eセツシン、元陸軍慰安婦金田君子さんの
証言と都立高校教組ネットの人々の報告、韓国伝統舞踊などの催しがありま
した。韓国アジア太平洋戦争犠牲者追悼会が対日謝罪を起した初創の四
周年を記念するものだった。セツショロハウスは小さなホールと画廊を持つおふ実家

です。この経営者としての弟は、昭和十二年に京城で生れて朝鮮人で十七歳の
のお手伝いさんに可愛がられて育つたものですから、朝鮮、韓国や在日の方々の
の思い入れがあります。もとTBSの報道部に居ります。著者も読んだことがあ
る。十六歳の時北支に連行されて慰安婦とされた金田さんの証言が衝撃
的、感動的であること、それからもう一つ、勝山氏の写真の中にも、
その後の運命を知りながら、彼女の子や女子の匂やかさに移る心と
打たれる。あゝ、この少女は、私がかつて親しんだ朝鮮人の学友だと
同じだ、あの友人たちの仲間なうだ、どう人々を日本の軍人たちは辱め、痛
めつけたのだ、と思うと、たまらない気持ちで居る。

基金に拠る私の経験は以上のようなものです。これからもう思ひます
基金から送られる通信に拠出者の方々の声が載せられて居ります。ね。
まさに草の根の庶民の声という感じ、私と同世代の方々の声も、これ
ばかりと思つて居ります。おひさし、書いています。これから
も有意義な活動をおつくり下さいますよう、祈つて居ります。

17.4

二〇二二年一月二日

アジア女性基金理事の皆様

金允玉先生にお答えする

和田 春樹

ハンギョレ 2002年3月24日

*

先生が3月12日に私あての公開書簡をご発表になりましたのに対して、お答えするのは同じ欄ですが、このコラムに寄稿する時期と重なってしまいましたので、こちらで書かせていただきます。

* 関係資料
のP84~85
参照

尊敬する金允玉先生

公開書簡をもって私を批判するようなご心配をかけ、大変恐縮しております。あらためて、私たちの間の意見の不一致がついに架橋できないままに來たことを残念に思います。

私は70年代に韓国の運動を知りましたときから、その高い道義性、精神性に深く感動し、多くを学んできました。尹貞玉、池銀姫の両先生をはじめとする90年代の挺身隊問題対策協議会のお働きについても、そのお働きの故に日本の政府も国民も「慰安婦」問題に目が開かれたのでありますから、深く感謝しておりますし、国際社会に問題を知らせ、定着させたご功績も大きなものであったと考えております。

アジア女性基金に対する批判もそれとしては十分に理解しております。これは1995年の力関係の結果の産物であり、社会党の首相と官房長官が自民党議員と官僚たちの抵抗を抑え込むことができず、補償の形式をとることができなかったのです。ですから、不十分な内容であることは間違いなく、申し訳ないことに基金をめぐる意見の対立も深刻になることが避けられなかったのです。しかしながら、日本人の一人として考えますと、この事業は政府が道義的責任を認めて、反省とお詫び、謝罪を表明し、国民と政府が協力して、償いの事業をするとした点は、これまでにない前進の一步を踏み出したものと言わざるをえません。ですから、不十分なものですが、受け取って下さる方があれば、受け取っていただきたいと申し出ることが可能だと考えました。これが最善の事業だというような考えは毛頭なく、出来るだけ多くの人に受け取ってもらいたいという考えもあります。拒否されて裁判闘争を続けられるのであれば、そうしていただきたいとかがえています。もちろん受け取って裁判闘争をつづけることも何も問題はありません。

したがって、挺対協が基金の活動に反対されるのはわかるのですが、基金の活動はお金で被害者を誘惑し、はずかしめるものであり、ただちに中止せよと言われる点が受け入れにくいのです。そういうと、基金から受け取りたいと表明された被害者の人格を否定する事になってしまうのではないかという疑問が生まれます。

オランダでは、道義的債務基金の中で性暴力の問題を担当していた人々が別の組織をつくり、収容所に入れられていた人の中で強制的に慰安所に連れて行かれた人を認定して、78人に医療福祉事業金を総理大臣の手紙と共に伝達して下さいました。拒否している方は数人と聞いています。受け取った一人は事業実施委員会のハマー女史に手紙を送りました。「あなたがわたしのためにして下さい、これからもして下さるすべてのことに対してお礼を申し上げます。この金銭的な補償だけでなく、一五歳の少女であった私がうけたあの悲惨さのすべてが認められたことに対してです。そのことが、いまもお口をあけていて、それをかかえて生きていくことに耐えてきたあの傷の痛みを和らげてくれます。」

フィリピンでは、日本軍人に捕まえられ、レイプされ、兵舎に連行され、そこに閉じこめられて、継続的にレイプされた人たちが多く「慰安婦」として認定されました。申請を出した人は500人を越えました。フィリピンの運動団体はリラ・ビリビーナも、インダイ・サホール弁護士グループも国家補償を要求しており、アジア女性基金に反対していますが、被害者が受け取りたいと言え、それを助けるという方針をとりました。私は最初にアジア女性基金から受け取った一人アナスタシア・コルテスさんのお宅を訪問しました。彼女は夫とともに日本軍に連行され、夫は殺され、自分は要塞に監禁され、レイプを続けられたのです。彼女がご自分の改築した家で微笑んで、迎えて下さったのを本当につらくもあり、あり

がたいことだとも思いました。

35年間にわたって日本の植民地とされた韓民族の受けた苦しみの深さは途方もないのでしょう。慰安婦はまさにこの民族が受けた苦しみのもっとも残酷なものであると考えられます。しかし、各人の身の上に加えられた日本軍の蛮行はそのむごさの点では韓国人でもフィリピン人でもオランダ人でも変わりがないように思っています。韓国の運動は慰安婦問題を世界に提起し、世界の運動を指導してきた運動です。オランダやフィリピンで基金を受け取った人々も抱きかかえて行って下さるようお願いいたします。

金允玉先生は5月1日をまたずに事業を直ちに停止するように求めておられます。これからさらに受け取りたいという人を待つとか、さがすというようなことはありませんが、2年半もの間事業を停止してきたのですから、やめる前には、若干のこのされた手続きをとることは必要だということになりました。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

先生が厳しい言葉の最後に、なお私に日朝国交樹立のために働くようにと書いて下さったことにここから感謝申し上げます。

国連女性の地位委員会 (CSW) 出張報告

橋本ヒロ子

1. 出張日：3月3日出発-10日帰国 (CSWは15日まで開催予定)

2. 出張先：ニューヨーク

3. 概要：

(1) 各国声明では、北朝鮮が日本軍慰安婦に対する補償をしないし、教科書から慰安婦に関する記述を削除した日本政府を誹謗。韓国政府は声明文では日本政府を非難していないが、会場で配布された「韓国におけるジェンダー関係政策 (Gender related policies in Korea)」というパンフレットの23pには1頁全体を使って日本軍の性的奴隷は人道に対する犯罪だという表現で始まり、ダーバンの人種差別撤廃会議における韓国代表として女性省大臣の演説が紹介されている。

(2) NGOの活動について、在米の慰安婦関係NGOを中心に日本政府に対する補償の要求を関係文書や声明文に入れ込む工作や国連に対する日本政府の制裁要求を国連に求める請願書の署名活動が行われていた。

(3) 台湾の被害者の支援をしている社会運動家・林イボンヌさんも女性の地位委員会に参加していたため、話し合いをした。多くの女性が受け取りたいといっており、林さんが把握している。現在の婦援会会長も副大統領も本人が選択すればよいといっているが、元婦援会の王さんが怖くて申請できないでいる。林さんが彼女たちに接触すること妨害したり、林さんを攻撃しているので、林さんが申請書をもらうことができない。彼女たちは日本語が話せるので、顔を知られていないAWF関係者が直接会いに行くことを進めてほしい。詳細は3月8日の記録参照。

4. 関連活動記録

3月3日 NGO コンサルテーション

場所：New School University, 66 West 12 St

パネルフォーラムが10時20分ごろから始まっていた。私が空港からコンサルテーション会場についたのは11時すぎ。丁度、ジェンダーに関する国連事務総長特別顧問のアンジェラ・キングが話し終わった時。続けて UNFPA 事務局長 Dr.Thoraya Obaid (サウジアラビア人、サウジの女性として始めて国外に奨学金留学をした) がアフガニスタンの女性の現状について、リプロダクティブ・ヘルスに焦点を当てて報告。アメリカの国連大使も報告。彼女は黒人女性。

分科会討議（13-16）

- A. 貧困撲滅 A-1 マクロ経済政策と開発戦略 A-2 法律と人権 A-3 資源の割り振り
りと研修
- B 環境管理と自然災害：ジェンダーの視点
- C 国連安全保障理事会決議 1325（平和構築に女性の視点を入れる）を国連の議事に取り
込むために

A-2に参加 A-1からA-3までの問題提起者が交互に問題提起をした後A-2について議論。
ワシントンの慰安婦連盟の金ジョンも同じ分科会に参加しており、大変貧しかった少女や
女性が「慰安婦」とされたこと、日本政府がまったく補償をしていないことを発言。国連
に対して、日本政府に補償をさせるような措置を要請する署名用紙に署名を集めていた。

全体会（16-17）

分科会討議の報告

C)で慰安婦のことが報告された。金ジョン以外にも関係者が来ているということ。

3月4日 開会式 議題1

バスを取るために1時間20分、行列に並んだ。そのため、開会行事には間に合わなかつた。韓国の代表は韓大臣で6番目に演説。慰安婦のことにはまったく触れなかった。産休を60日から90日に延長したこと、民法の改正など。演説が終わった後、挨拶をしたら、「お久しぶりです」という笑顔が返ってきた。代表団にヘイスウはいない。ハンナラ党のもと第2政治省大臣で現在国会議員の李さんなど。李さんは現在韓国国会女性委員会の委員長で、事務局の担当者も出席。韓国政府の声明文に慰安婦のことは入っていないが、会場で配布された「韓国におけるジェンダー関係政策」というパンフレットの23Pには1p全体を使って日本軍の性的奴隷は人道に対する犯罪だという表現で始まり、ダーバンの人種差別撤廃会議における韓国代表として女性省大臣の演説が紹介されている。

3時から、チャーチセンターの10階でアジア太平洋コーカスが開催された。20人ほど集まる。日本人グループはほとんど参加したが、自己紹介と7日のパネルの相談だった。パネルには日本からは北九州の織田さんに、北九州が取り組んでいる環境の問題について話してもらうことにした。4時には目黒代表の演説が始まるので、日本人グループは全員引き上げた。

台湾のイボンヌ林さんが浮かない顔をしていたので理由を聞いたら、NGOとしての手続きをしてこなかったもので、国連の建物に入れず困っているということだった。NGO登録は

すでに終了しているが、はるばる台湾から来たのなら、どこかの ECOSOC 認定 NGO に手紙を書いてもらえれば大丈夫だという。国際女性の地位協会に頼むには時間がない。それで、同じ建物の3階にある International Women's Tribune Centre 代表のアン・ウオーカー（1985年以来の知人）をアポなしで訪問し、頼んだ。朝から5人目だ、公文書偽造で罪になるかもといいながら手紙を書いてくれた。

3日からメールの接続を試みているがうまくいかない。Help center に電話したがだめ。夜、松田さんに電話。

以前、CSWへの参加を通して知り合った UNFPA のジェンダー問題部のプログラムオフィサー渡瀬さんにあった。UNFPA がアフガニスタンで活動をしていること、UNFPA の事務局次長（NO. 2）である和気さんがジェンダーにとっても関心を持っているということで、面会のアポ取りをお願いした。和気さんは7日まで出張中、さらに来週も出張で空いているアポ取りの可能性のある8日をお願いした。

3月5日

9時からのNGOブリーフィングに参加。廊下においてあるコンピュータは政府代表のためなので、NGOはNGOの部屋など1・2台しか使えないと釘を刺された。

北朝鮮が午前中の最後に演説。演説の最後に、慰安婦の件について認めず、補償をしないと非難。さらに、中学校の教科書から慰安婦の記述を削除したことについても非難。

（北朝鮮の声明、別紙添付）

昼休みには、世界銀行などが行うジェンダー主流化に関するパネルなど興味深いものが多かった。ESCAP、ESCWAなど5つの地域委員会の開発と女性部が行ったインディケーターに関するパネルに参加。その後、国連の地域委員会代表部に行って、当面のメールを処理した。キーボードが日本語用でないが、画面には日本語が表示された。

午後も各国の演説が続いた。

パキスタンでは国会と県議会(province)で17%、地方政治で33%のクォータを設定したという報告があった。

3月6日

9時からのNGOブリーフィングでパキスタンのタヒラ・カーンが世界銀行のプロジェクトについて、次のような報告をした。

4000の小学校に女子生徒を入学させたが、2年から3年にかけて80%がドロップアウトした。その理由や背景を分析し、対策を立てないままでは、学校数の多さを誇っても何の意味もない。

午前中は貧困撲滅のパネル。無償小額融資が万能ではないという報告がUNDPの専門家からあり、ケニヤの代表が水汲みに8キロ歩かなければならない女性たちには小額融資は

役に立たないというコメントがあった。それに対して、バングラデシュの代表が小額融資により貧困女性の多くが救われているという反論があった。

お昼休みに人権のコーカスに参加したら、金ジョンも参加していた。人権コーカスでは、このCSWの合意文書に入れてもらうようNGO友好国にロビイするための内容と文言を検討した。そのためのワーキンググループが設置される。金氏は相変わらず戦争と貧困、「慰安婦」のことで持ち出した。参加者の多くは戦争というと、軍事費を5%削減もしくはまったくなくすと世の中の貧困は撲滅できるのにといい意見に流れた。しかし、「慰安婦」のことで持ち出されるとだれも否定したり拒否できない雰囲気。金氏は、相変わらず執拗に、参加者から署名を集めていた。

午後、本会議は環境のパネルであったが、韓国女性ネットワークが朝鮮の統合というテーマでワークショップを開催していたので参加した。場所は国連ビルからかなり離れたモン仏教の国連事務所。林さんも一緒に参加。

女性省大臣も長めの開会挨拶をされ、李議員など国会議員2名、韓国女性開発院院長など韓国代表団の主な顔ぶれ、国際BPW副会長、Bahai Internationalの女性部長なども参加。当然のことかもしれないが、北朝鮮からは誰も来ていない。

女性開発院の定員の半分が女性省に移され、最も多いときは180名いたが、現在90名程度。私がESCAPにいたとき、インターンで女性開発院から来ていた韓さんが、女性省の国際課長に昇任していた。

夕方、日本代表部での山本公使レセプションに参加。アンジェラ・キング、女性の地位向上部長、アメリカ代表、タンザニア女性大臣、南ア外務省、山本公使は基金を立ち上げた1995年に美根審議官(当時)とかかわったので、時間の設定をして事情を聞きたいということであった。3月8日の5時半からに設定。

3月7日

9時から始まったNGOブリーフィングの後、アジア太平洋コーカスで集まり、第5回世界女性会議に関するNGOワーキンググループへのinputについて話し合った。このワーキンググループへの代表はキルギスタンの女性NGOフォーラムの会長であるNurgul。彼女の報告によると、ヨーロッパのNGOが北京+10でなく違った形の世界会議を持ちたいといっている理由は、下手に北京+10ということで、1995年に時間をかけて合意した北京行動綱領の中身を弱いものに替えられてしまうという恐れがあるからという。

アジア太平洋コーカスとしては第5回世界女性会議の線で行くことに合意。午後のワーキンググループには私も出席することで合意した。午後のワーキンググループでは、ヨーロッパのNGOが、次の世界会議では、2000年のヨーロッパの準備会合で、政府とNGOが対等に議論し、GOとNGOとのパートナーシップという点では、モデル的な会議となった。次の世界女性会議もぜひそのようにしたいという意見が出されたので、「アジア太平洋地域の政府はNGOを対等なパートナーと認めていない国が多い。」と反論した。また、ア

フリカの女性も同じことを言ったが、要求として入れることに反対かといわれ、それ以上反対しなかった。

5時から始まったNGOのリンケージコーカスが終わったところに、参加した。配布資料に3月3日のNGOコンサルテーションのサマリーが配布されており、安保理決議1325のジェンダー正義のところで、事例研究として、「慰安婦システム」が入っていた。

3月8日

9時からNGOの国際女性デーの行事。10時からCSWとしての行事。ブッシュ大統領夫人が演説をするということで、警備が物々しい。ローラ・ブッシュの演説はアフガニスタンでは教育が重要で、アメリカが小学校教育などに教科書、ノートなども含め大量に寄付していること、小学生が1ドルずつ募金を集め4百万ドル以上を送ったことなど。

13時30分からUNFPA事務局次長の和気さんに日黒代表団団長と面会。UNFPAのアフガニスタンにおける事業、日本の支援に対する助言などいただいた。

その後、林さんと台湾の事業について話し合い。

台湾では林さんが把握している犠牲者が受け取りたいといっている。副大統領も現在の婦援会の会長林方くも犠牲者の選択にしたらいといっている。しかし、政治的な理由から書面では表明しておらず、林イボンヌさんに伝えているだけ。元婦援会の王清峰が犠牲者に受け取ると大変なことになると脅すだけでなく、イボンヌさんも脅している。彼女は新民等と国民党（親中国に変わり、追い出された李登輝は新しく台聯党を設立し現大統領の民進党とともに独立をスローガンにしている。）と組んで、中国に通じ、中国政府と一緒に莫大な補償金を要求するような動きにある。

イボンヌさんが犠牲者の人たちに近寄ることは危険でできない。犠牲者たちは日本語が話せるので、AWFが直接話をするほうがよいように思う。頼弁護士のことを聞いたら彼はとても忙しいので、ということであった。ただ、頼弁護士事務所の人が案内してAWFから言ったらどうかという提案である。

夕方、5時半から代表部社会部長の山本公使にAWFの償い事業の状況、国連本部における人権派女性グループ、「慰安婦」関係グループの概要について説明した。引き続き、日本政府代表団のブリーフィングに出席したため、梅田公使には挨拶だけしかできなかった。

森川書記官は東京に出張中。

以上



Democratic People's Republic of Korea

PERMANENT MISSION TO THE UNITED NATIONS

820 Second Avenue, 13th Floor, New York, N.Y. 10017

Tel: (212) 972-3105/3108 Fax: (212) 972-3154

Press Release

Check against delivery

Statement by
H.E. Ambassador Pak Gil Yon,
Permanent Representative of
the Democratic People's Republic of Korea
To the United Nations

On Agenda Item 3 "Follow-up to the Fourth World
Conference on Women and to the special session of the
General Assembly entitled 'Women 2000: gender equality,
development and peace for the twenty-first century'"

At the forty-sixth session of the
Commission on the Status of Women

New York, 5 March 2002 (Juche 91)

Mr. Chairman,

On behalf of the delegation of the Democratic People's Republic of Korea, allow me, first of all, to congratulate you on your election as chairman of the 46th session of the Commission on the Status of Women. My delegation expresses its hope that your skillful chairmanship will lead this session to a successful conclusion.

Mr. Chairman,

As we are well aware, the Fourth World Conference on Women in 1995 and the twenty-third special session of the General Assembly entitled "Women 2000: gender equality, development and peace for the twenty-first century" in 2000 marked important occasions in facilitating the worldwide understanding of the serious issue of women and encouraging the UN members in their efforts to resolve it.

Violence and discrimination against women are clearly recognized as criminal acts at the international level and there is an ever-growing demand for the respect of the status and rights of women in all fields of social life. The United Nations, paying special attention to the issue of women in all its activities, has taken a series of steps to ensure their equal rights and improved status.

Nevertheless, the efforts to resolve the issue of women are still confronted with serious challenges of different forms. Ceaseless armed conflicts and disputes, negative impacts of "globalization", poverty and foreign debts, among others, constitute major challenges cruelly depriving the women of their rights. Women, who had been the primary targets of death and violence during the world wars in the early 20th century, also become the first victims in the areas of dispute and foreign occupation even today in the 21st century. In addition to this, it is none other than the women who become the first victims of the unjust international relations such as unilateral sanctions of different kinds as well as all forms of inequalities characterized by deteriorating poverty, increased unemployment, lack of opportunities for public health and education resulted from the negative impacts of "globalization".

Mr. Chairman,

In the new century, the international society is aspiring after peace, freedom and sustainable development. In order to realize this aspiration of humankind, it is indispensable to resolve the issue of women.

To this end, a system, in which there is no exploitation of man by man and everyone enjoys equal rights irrespective of gender differences, should be established before anything else, and policy and legal steps be taken to ensure the rights of women practically. Only when all sorts of discriminative laws are abolished and the rights of women firmly guaranteed legally and institutionally, can the women participate in the main field of social activities and enjoy genuine life as human beings. There is also the need to enhance the capacity of women for participating actively in the decision-making process and social activities, so as to enable them to exercise their rights fully as the masters of a society.

With a view to emancipating the women once and for all from every form of exploitation, suppression and discrimination of colonial rule period, the Democratic People's Republic of Korea established a socialist system of our unique style, the system in which human being is considered the most precious and has been taking a series of social policies including the law on gender equality, thus ensuring the rights of women thoroughly in all walks of politics, the economy and culture. Today, the women of our country are enjoying equal rights and special social benefits provided by the State and making significant contribution to the building of a powerful state upholding the army-first leadership of the great leader General Kim Jong Il as the dignified masters of the country.

The most important issue in resolving the issue of women is to create the international environment favorable for ensuring the rights of women. For this purpose, political and military acts such as armed conflicts, acts of aggression, occupation and coercive sanctions, that destroy peace and security, should be put to an end. The developed countries should make financial contribution through increased ODA and reduction of external debts to the efforts of the developing countries to prevent the negative impacts of "globalization", achieve economic growth and thus eradicate the poverty of women. In parallel with this, it is also important for relevant organizations within the UN system to continue strengthening their coordination of international efforts for resolving the issue of women by enhancing their functions and role.

Mr. Chairman,

My delegation would like to take this opportunity to draw your attention once again to the criminal act of "comfort women" committed by Japan against women of Korea and other Asian countries in the last century.

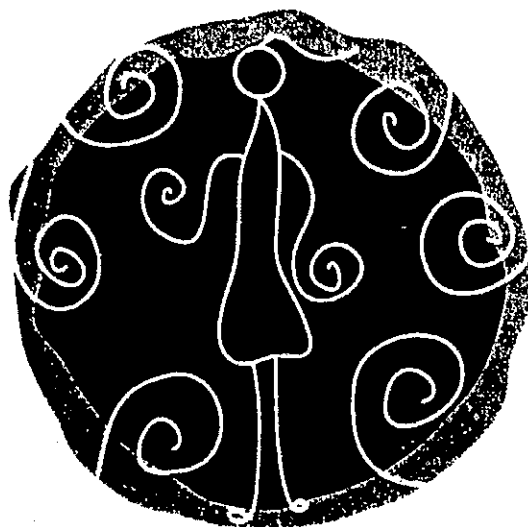
As was well known to the world, Japan committed the crime of drafting more than 200,000 women of Korea and other Asian countries and forcing them sex slaves of Japanese army during the Second World War. Nevertheless, Japan still avoids an official apology, state responsibility and compensation for its criminal act. To make matters worse, Japan distorted this historical fact and did not hesitate to delete the reference to the issue of "comfort women" from history textbooks of high schools.

As direct victims of Japanese militarism and its neighboring state, the Korean people know more than enough the ulterior intention of Japanese authorities attempting to avoid the liquidation of the past crimes. The attitude of Japan towards the crimes against humanity foretells its political and military orientation of today and tomorrow.

My delegation strongly urges Japan once again to break away from its past stained with blood by recognizing the state responsibility, making an apology and due compensation for its past crimes including the issue of "comfort women".

Thank you.

Gender-related Policies in Korea



Ministry of Gender Equality
Republic of Korea

I It is widely recognized that Japan's military sexual slavery constitutes a crime against humanity.

Therefore, we aid the 143 victims who are still alive.

We are committed to discovering facts regarding to the atrocity and to publicizing them.

Accordingly, we intend to:

- Clarify the historical facts by carrying out fact-finding surveys and by publishing testimonial materials.
- Consolidate the international support received at the World Conference Against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance held from August 30~September 7, 2000 in Durban, South Africa. In the speech given by the head of the Korean delegation, Japan was requested to recognize and solve the problem related to the military sexual slavery system, which is regarded as a war crime against humanity, and to correct the distorted descriptions in Japanese text books.

ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

「慰安婦」問題の解決のためにアジア平和国民基金
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
代表者 村山 富市
〒102-8089 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス
TEL.03-3583-9340
FAX.03-3583-9347 郵便番号102-8089

2002.3.25

No. 19

URL <http://www.awf.or.jp/> e-mail info@awf.or.jp

村山富市理事長に聞く

アジア女性基金の「償い事業」 —国民と政府の償いの気持ちをお届けしています



村山 富市
Tomiichi Murayama

「戦後50年内閣」の内閣総理大臣として、戦後長らく先送りされていたサハリン残留韓国・朝鮮人の帰国問題、元「慰安婦」の女性たちへの償いの問題、水俣問題等の解決に取り組み、被爆者援護法、アイヌ新法制定等を実現させた。特に、「慰安婦」問題の解決のために、アジア女性基金を発足させた。

青山: アジア女性基金は、村山理事長が内閣総理大臣のときに設立されましたね。

村山: そうです。元「慰安婦」の方々への「償い事業」を行うことと、その深い反省のうえにたって、二度とこのような問題を起こさないように、女性に対する暴力など、今日の女性をとりまく問題に取り組むために設立しました。

国民参加で 道義的責任を果たす

青山: まず、「償い事業」についてお話を聞きたいです。フィリピン、韓国、台湾での事業が、今年で終了すると思いますが、この事業がそれら関係する国々のみなさんに理解されたと、お感じになりますか。

村山: 正確にいうと、それらの国、地域での事業申請が終了するということです。まだ、インドネシアでの事業がありますので、「償い事業」がすべて終了

インタビュー・青山佳世さん
(フリーアナウンサー)

したわけではありません。

この「償い事業」は、「償い金」と政府資金による医療・福祉支援事業だけではなく、内閣総理大臣のお詫びの手紙もお届けし、反省とお詫びの気持ちを表しました。

この事業を受け取った元「慰安婦」の方々は、「日本のみなさんのお気持ちがよくわかりました」とお話されており、一定のご理解を得たと考えております。

青山: このアジア女性基金が設立されたいきさつを振り返ってお話いただけますか。

村山: 「慰安婦」問題は、1990年ごろ、国会で質問があり政府の答弁がありました。それについて「事実はそんなことじゃない、もっと本当のことを知ってほしい」と韓国の元「慰安婦」の方が名乗り出て、日本政府を相手に訴訟を起こすということがあったり、その後国連の人権委員会などでも取り上げられるということがありました。

青山: この問題が政治的、国際的に大きくクローズアップされたわけですね。

村山: そうです。それは宮沢内閣の時ですけれども、政府が調査した結果、当時の軍の関与の下に行われたという事実もつまびらかになり、内閣官房長官が記者会見で「従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省を申し上げる」と表明し、政府としてきちんと対応をしなければいかんということになったわけです。

青山: それは村山政権発足前年の93年8月ですね。

村山: 私が、戦後50年という歴史的な節目を迎える時期に内閣を担当することになったものですから、私の内閣でこの問題をしっかりと解決しなければならぬと決意し、そのことを94年8月31日の内閣総理大臣の談話で表明しました。それを受けて、与党三党(自民党、社会党、新党さきがけ)では「戦後50年問題プロジェクトチーム」をつくり、そのプロジェクトの中に「慰安婦問題小委員会」を設置してもらいました。そこでは、そういう歴史的な事実と、これからの対応をどうすべきかについて、専門家にも加わってもらい検討していただいたのです。

青山: 宮沢内閣で調査を行い、村山内閣で具体的な政策を実行したということですね。

村山: これまで歴代の政権は、賠償問題、財産請求権の問題については、サン・フランシスコ平和条約や二国間条約などで誠実に対応してきた。

だから再び賠償問題を蒸し返すことはできないという立場でした。そうはいっても、この問題は、国際世論の批判のなかで無視することはできない、21世紀にむけ、これからアジア太平洋の地域の国々との信頼醸成のためにも、政府として日本の道義的責任を明確にし、この問題に対して村山内閣で対応する必要がある、という与党プロジェクトチームの答申をいただいたのです。

青山: それで、アジア女性基金を発足させたのですね。

村山: そうです。政府・与党でいろいろ検討した結果、日本政府が道義的責任を果たすために、(1)元「慰安婦」の方々への国民的な償いのための基金設置への支援、(2)彼女たちの医療・福祉への政府資金の拠出、(3)政府による反省とお詫びの表明、(4)本問題を歴史の教訓とするための歴史資料の整備などを「償い事業」の柱にしたのです。我が国が犯した過ちですから国民全体が反省の意思を示し、同時にこの事業を通じて戦後育ちの若い人たちにこうした歴史的事実を知ってもらうことも大事なことでと思います。そのような気持ちを表す意味でアジア女性基金を通じて、一人でも多くの国民の方々が償いの気持ちを示してくださるよう国民参加を呼びかけたのです。そして政府と一体となってこの「償い事業」に取り組んでいこうということで始めました。

全国津々浦々から 寄せられた募金

青山: このやり方に反対された方々もあったと伺いましたが。

村山: この基金をめぐるのは国が責任を持って補償すべきだ。それをせずに民間に肩代わりさせて、政府は逃げている。そんなことは許されないという日本政府に対する強い批判がありました。一方では、強制された「慰安婦」はいない、そのような「償い事業」は行う必要はないという声もありました。

青山: そういう両方の声がありながらも、元「慰安婦」のみなさんは、高齢だし早くこの事業を進めなければというお気持ちでやってこられたのですね。

村山: そうです。元「慰安婦」の方々は高齢でからだも弱ってきています。だからこれは急いでやらなきゃならぬ仕事だと決断したのです。

青山: 元「慰安婦」の方々への「償い金」(元「慰安婦」1人当たり200万円のお届け)は国民からの募金で行われてきたということですが、どういう方たちがご賛同になられたのでしょうか。

村山: ご自身が戦争に行かれたという方もいらっしゃるし、戦争に夫や息子を送り出した人もいます。戦争を知らない若い世代の人も募金してくれています。みなさん、ほんとに、元「慰安婦」の方々に申し訳なかったという気持ちから、拠金してくださったのです。募金活動は、全国津々浦々の地域、戦場で、また、政府機関や自治体にも積極的に協力を求めてまいりました。ほんとうによく取り組んでいただきました。

青山：それが現在の総計で約5億5000万円ということですね。

村山：一人一回ではなくて、本当に少ない年金の中から毎月1000円ずつご寄付いただいた方もおられます。その拠金者に対して2万通近くの「基金ニュース」を発行し、諸事業について報告をしています。

青山：これまでフィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシアの5か国・地域で事業を行ってきたとのことですが、もう少し、元「慰安婦」の方々のお声をお聞かせいただけないでしょうか。

村山：受け取っていただいた元「慰安婦」のみなさんからは、「50年以上、がまんし苦しんできましたが、今は正義と助けを得られて幸福に思っています」「戦争後、50年以上が過ぎてなお私たちは、からだも精神も病む状態です。若いときに連れていかれて、どんなに苦しい暮らしをしてきたか話さきれないほどです。しかし、歳をとった今、このように募金して届けてくださって、たいへんありがたいと思っています」という日本国民へのメッセージが届けられています。

青山：内閣総理大臣のお詫びのお手紙があって、この「償い事業」が日本国民の気持ちから来ているなら、受け取めてくださったのですね。一方では、韓国での「償い事業」は、これまで難しい状況にあったとお聞きました。

村山：元「慰安婦」の方々に、道義的な責任を何としても果たしたいと考えていたのですが、残念ながら韓国については事業が停止した状態になっていました。その後、理事会において事業の

停止を解除し、5月1日、申請受付を終了することになりましたが、何とかアジア女性基金の気持ちをお伝えし真意をご理解いただいて事業を終えたい、と考えています。

女性への暴力や 人権侵害に取り組む

青山：アジア女性基金のこれからの事業について伺います。アジア女性基金では、今日的な女性問題への取り組みということで、女性に対する暴力や女性の人権に対する啓発活動などの課題が挙げられていますが、これからはどういうふうに取り組んでいけますか。

村山：アジア女性基金は発足以来、元「慰安婦」の方々への「償い事業」とともに、歴史の反省を踏まえ、暴力の被害を受けた女性に対する様々な対応、あるいは暴力防止のための調査研究や啓発活動、国際会議の開催などを行ってきました。いまなお、世界各地で多くの女性が、また内戦や地域紛争下における暴力や人権の侵害、人身売買、職場や地域でのいやがらせ、ドメスティック・バイオレンスなどのいわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しんでいます。そうした国内外の女性に対する問題にアジア女性基金が積極的に取り組んでいくことは、ほんとうに大事な仕事じゃないかと思いますね。

青山：村山理事長は、この事業のスタートの時に総理大臣で、今、申請受付の終了時の理事長として携わっておられますが、この事業を通じて、国民のみなさんにお伝えすることはありますか。

村山：国民のみなさんには、アジア女性基金の活動にご理解をいただき、心から感謝を申し上げます。また、参議院議長をされた故原文兵衛さんに初代理事長をお引き受けいただいて、原さんもアジア女性基金の理事さんも運営審議会委員のみなさんも、ボランティアで献身的に取り組んでくださった。ほんとうに感謝しています。今後、日本が国際社会で名誉ある地位を得ていくためには、そういう戦争の傷跡に対して誠意をもって、道義的な責任も感じながら償いを果たしていくということが、国同士の信頼関係を築いていくという意味ではたいへん大事なことだと思います。二度とあんなに誤ったことをしてはいかんし、戦争はやってはいかんという気持ちをしっかり根づかせていくことも大事ですから、ぜひこれからもアジア女性基金の諸事業へのご理解とご協力をいただければと思います。

青山：本日はどうもありがとうございます。今後とも実りある事業活動をされますことを期待しております。

※この記事は、「フォト」(3月15日号)に掲載されたものを転載しました。

青山 佳世 あおやま・かよ

愛知県出身。フリーアナウンサーとしてNHK「モーニングワイド」「こんにちはいっと6けん」などで活躍。国土交通省「交通政策審議会」委員なども務める。

韓国での「償い金」にかかわる事業は5月1日で終了

さる、2月15日の理事会において、韓国での事業の受付申請を5月1日に終了することを決定し、2月20日に記者会見を開き発表しました。

これまで、韓国では申請の意志があった元「慰安婦」の方々に対して、「償い金」200万円、政府予算による一人あたり300万円規模の医療・福祉支援、並びに内閣総理大臣の「お詫びの手紙」をお届けしてきました。

昨年12月17日の理事会において、この間、韓国の運動団体と政府の立場に配慮して停止状態にあった韓国事業について、当初の事業終了期日と発表していた、本年1月16日には、終了せず停止状態を続ける旨決定しました。その後、各方面と折衝・協議の結果、状況を変える可能性がないことから、去る2月15日に開かれた理事会において、2月20日をもって停止状態を解き、この「償い事業」全体の終了日と想定していた5月1日に、韓国での事業についても終了することを決定しました。

記者会見した石原副理事長は、今後ともアジア女性基金事業への理解を求めるために努力するとともに、韓国の元「慰安婦」の方々に対し、日本政府および日本国民が示す、深い反省と歴史の教訓とする決意は不変であることをあらためて表明しました。

同会見には、伊勢桃代事務局長、和田春樹理事、横田洋一運営審議会委員長が出席しました。



2月20日 アジア女性基金事務局

● 記者への質問に答えて ●

和田春樹理事の話

私は、日韓関係をよくしたいという気持ちをととも強く持っているものですから、願わくばもう少し韓国人に理解してもらえる形でこの事業を終えたいという気がします。

アジア女性基金が日本政府といっしょに提供したこの事業が十分なものだったとは、私たちが決して思っておりません。基金の中には国家補償を要求していた者もいたのです。不十分ではあるけれども、今はこれだけのことしかなし得ないということだったのです。ですから、これを提供して受け取ってくださる方がいれば、人数の多寡にかかわらず、前進であり成功したと私は考えます。

最終的に何人の元「慰安婦」の方々にお渡しできたかは韓国側の理解が得られれば発表したいと考えています。

横田洋三運営審議会委員長の話

私は、国連の人権小委員会という場で、この問題の審議にかかわってきましたが、アジア女性基金は、日本国民の気持ちが率直に表現されたものであり、かつ日本政府が道義的責任を認めてアジア女性基金に協力し、取り組んできたという点を踏まえ、有益な第一歩であるという評価がなされています。

アジア女性基金の基本的な立場は、何よりも受け取られる方々のご意思を最大限に尊重するということを基本原則として、事業を実施してまいりました。今後も韓国の被害者や支援団体などに十分にご理解が得られるよう、政府も外交ルートを通じて話し合ってほしいと思います。

インドネシアを訪ねてー「償い事業」の現状



理事
大沼 保昭
(東京大学教授)

アジア女性基金がインドネシアで進めている、「高齢者社会福祉推進事業」により建設された施設の視察とインドネシア政府及び施設関係者、日本大使館などとの意見交換のために、2月2日から5日間の日程で伊勢専務理事と大沼理事がインドネシアを訪ねました。

インドネシアでは、本年中に新たに9カ所のアジア女性基金の支援による「高齢者社会福祉施設」が完成する予定です。これまでの施設と合わせると20ヶ所になりますが、今回訪れた施設は、このうちのジャカルタ及び南東スラウェシ州にある計3カ所です。

大沼保昭理事に聞きよした。

今回の訪問で、一番印象に残ったことは何ですか。

大沼： もっとも印象に残ったのは、スラウェシ島の南東部にある施設で、ジャカルタから飛行機を乗り継いで行きたいへん遠いところです。その施設は10名定員ですが、「日本軍の被害者」ということで、8名の方が入居していました。元「慰安婦」と名乗られた方々のほかに、いわゆる日本軍の現地妻や日本軍の将校のお手伝いさんなど、何らかの形で日本軍に関係していた方々です。

多くの被害者がいらしたのですね。

大沼： そうです。お一人おひとりに、当時の思い出や心境について尋ねてみると、みなさん昔のことを思い出しながら、日本軍の所業についていろいろな話をしてくれました。話を聞いているだけで、こちらが辛くなる場面もありました。

お墓参りに行かれたとうかがいましたが。

大沼： ええ。夫（日本軍人）と息子さんに先立たれた方がおり、施設に入居以来一度もお墓参りに行っていないということでした。インドネシア政府にお願いして、その方を連れてお墓参りに行くことになりました。その方のお話では、お墓は施設から50kmのところであり、このような機会でもなければ、もう一度と行くことはできないだろうと思ったからです。

彼女は、しばらく行っていないのでお墓の場所が思い出せるかどうか分からないと、少し不安そうでしたが、まわりの方々からも「ぜひ、行きなさいよ」と勧められて、きれいな服に着替えて出発しました。

インドネシアにおける「償い事業」の経緯について

アジア女性基金は、1996年12月、役員を現地に派遣し、インドネシア政府社会省及び女性問題担当府高官等と基金事業について協議を開始しました。その結果、インドネシア政府は、従来から「慰安婦」問題について日本政府が良い解決方法を見出すことを希望し、(1)賠償・補償の問題は日本との条約で解決済みなので、補償金は求めない、(2)元「慰安婦」の認定は困難である、(3)元「慰安婦」の方々やその家族の尊厳を守らなくてはならない等の理由から、元「慰安婦」の方々々々に対する事業ではなく、女性一般の社会福祉及び医療・介護のプロジェクト「高齢者社会福祉推進事業」への支援を受けるという方針を表明しました。

この施設への入居者の選定に当たっては、元「慰安婦」と名乗りでた方や女性が優先されること、場所に関しても元「慰安婦」の方が多いと思われる地域に重点的に整備されることが覚書で確約されました。アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々にお役に立つ事業であると判断し、インドネシア政府が実施する「高齢者社会福祉推進事業」に支援するとの覚書を97年3月、インドネシア社会省との間で締結して、97年以来、上記の「高齢者社会福祉推進事業」を支援してきました。

喜んでくださいましたか。

大沼: 出発してみると、片道2時間以上かかるところでした。しかも途中大雨になり、村についてみると靴を脱いで、ズボンをたくしあげて、蛭がいなかどうか確かめながら行かなければならないという凄まじいところでしたが、人によって靴のまま、私はサンダルにはきかえてジャブジャブ入って行きました。彼女はお墓参りができて、それはそれは喜んでくれました。

帰日も2時間以上かかったので、彼女もさぞかし疲れたらと思うかもしれませんが、おそらくもうできないであろうお墓参りができて満足げだったことがとても印象に残っています。

施設の状況や運営はどうでしたか。

大沼: 今回訪問した施設はどれも、既存の高齢者福祉施設群内に建てられています。室内の温度が施設内のほかの棟よりやや高く感じられた施設は、その点を改善すべく現在改築中でしたが、一般的にいうと、インドネシアの生活水準からみれば環境はかなり良いといっていると思います。運営についても、施設関係者の熱心な取り組みの姿勢を感じました。

3ヶ所の施設視察を終えられ、インドネシア政府と意見交換をしたということですが、特にどんな点についてお話をされたのですか。

大沼: アジア女性基金のインドネシアでの事業は、なによりも元「慰安婦」の方々への償いという理念に基づくものなので、その点をふまえて施設の建設、運営にあたってほしいと述べました。

これまで行われてきた「高齢者社会福祉推進事業」の一層の推進を望まれたのですね。

大沼: というより、この事業に批判的なNGOや国

会議員の意見や知識も取り入れて、一人でも多くの元「慰安婦」の方々の実質的な償い、給付となるよう、強調しました。批判的な国会議員とNGOには、元「慰安婦」の方々の具体的な生活改善のため、政府と話し合ってほしいと強く要望しました。

97年にアジア女性基金とインドネシア社会省との間で結ばれた覚書(MOU)の公開についてはどのような話し合いがあったのですか。

大沼: 私たちとしては公開を求めました。これに対して、インドネシア社会省は、「覚書の公開に向けての地ならしが必要であり、地方(州・県レベル)の社会事務所に対し、覚書の締結に至った経緯や事業の全体像について周知することから始めたい。覚書の公開については、「慰安婦」問題に関する調整チーム(社会省、法務省、外務省等から構成される)において検討を行いたい」とのことでした。ねばり強く公開への同意を求めて行くことが必要だと思います。

たいへん厳しい日程での訪問でしたが、全体の印象をお聞かせください。

大沼: インドネシア政府(施設関係者を含む)は、「ジャワ島とジャワ島以外の地域では状況が大きく違う。ジャワ島では、自分が元「慰安婦」であったことを明らかにすることは嫌がるだろう」というような意見でした。この点はインドネシア政府に批判的なNGOや議員も同じ意見でした。

この点に関して、「いままでのような施設建設にかえて、医療福祉や食糧をもらえるバウチャー(給付引換え券)などを発行して『日本軍の被害者』に配布したらどうか」といったNGOの提案がありました。私個人としては検討する必要があるのではないかと考えています。

A. 初年度(97/98年)

施設名	所在地
・ウェニン・ワルドヨ	中ジャワ州ウンガラン
・バハギア	東部ジャワ州マゲタン
・アプディ	北スマトラ州ビンジャイ
・マバラ・スング	南スラウェシ州パレパレ
・ミナウラ	南東スラウェシ州クダリ

B. 第2年度(98/99年)

施設名	所在地
・ウサダ・ムリヤ	ジャカルタ特別州
・チボチョック	西ジャワ州セラン
・ジャサ・イブ	西スマトラ州パダン
・ワルガ・タマ	南スマトラ州
・ニルワナ・プリ	東カリマンタン州
・アビヨソ	ジョクジャカルタ州スレマン

C. 第3年度及び第4年度(00/01年)

施設名	所在地
・ブディ・ダルマ	西ジャワ州ブカシ
・ブディ・ダヤ	西ジャワ州クラワン
・ジワ・バル	西ジャワ州ガレット
・ダルマ・バクティ	中ジャワ州スラカルタ
・ウィロソ・ウェルド	中ジャワ州ブルウレジョ
・ムハマディヤ	東ジャワ州ブルボリンゴ
・ブティルフル	南スマトラ州ルブツクリンガウ
・ブティ・アグン・クバン	東ヌサトゥンガラ州
・シンタ・ランガン	中部カリマンタン州バランカラヤ

2月23日、東京で公開フォーラム 「戦争の記憶と未来への対話」を開催

アジア女性基金は2月23日、東京ウィメンズプラザホールで公開フォーラム「戦争の記憶と未来への対話～国際的視点から～」を開きました。日本とドイツの戦後問題に取り組んでいる学者、弁護士、ジャーナリストなどをパネリストにして、日本がアジア近隣諸国との友好をすすめる上での諸課題などについて、外国からの視点を入れて語りあっていただきました。

フォーラムは約4時間にわたり、「ドイツと日本の戦後処理の特徴」「戦争の記録と記憶」「戦後の政治的態度とパフォーマンス」「日本の世界に向けた情報発信能力」「アジアの戦争被害者に残された問題」「アジア女性基金の役割」「議論や対話の姿勢」などテーマは多岐にわたりました。

参加者した市民や学生たちからは、「知らなかったことがわかり、日本人として人間として考えるべきこと、行うべきことに示唆を得た」「目からウロコの知識をたくさん得た」「建前の国の姿勢を超えて、民間の認識をつくることの大切さを感じた」「発言に多様性があり非常に勉強になった」「同様の会議では過激な意見ばかりが取り上げられるが、今日のフォーラムでは真実を聞けた」「対話の重要性を考えるきっかけになった」「日本人の責任意識についてもっと掘り下げてほしい」「ぜひこのような集まりをつづけてほしい」など、多くの声が寄せられました。

パネリスト 「戦争の記憶－日本人とドイツ人」の著者、イアン・ブルマ氏／「戦争責任」とは何か～清算されなかったドイツの過去」著者、木佐芳男氏／日本の戦後補償を推進する弁護士・高木健一氏／アジア女性基金運営審議会委員で津田塾大学教授・高崎宗司氏／伊勢桃代専務理事・事務局長／司会：ジャーナリスト・石井信平氏



(2月23日、東京)



償い事業

募金活動について

募金にご協力ください

「慰安婦」とされた方々への償いのために、更なる募金が必要です

アジア女性基金は「慰安婦」とされた方々へ、国民の募金による「償い金」及び、政府予算による「医療・福祉の支援」、並びに内閣総理大臣の「お詫びの手紙」をお届けする「償い事業」を行っております。

この「償い金」は、国民の皆さまから寄せられた募金を原資としており、事業実施に際しては、元「慰安婦」お一人あたり200万円をお届けしております。本年5月1日の事業終了を間近に控え、更なる募金が必要です。

もう一息です。国民の皆さまの募金へのご協力をお願いいたします。

1. 募金による「償い金」

国民からの「償い金」は、これまで、フィリピン、韓国、台湾で計213名の元「慰安婦」の方々へお届けしています。

2. 募金額の状況(2002年2月28日)

募 金 総 額	約5億5400万円
「償い金」支出	4億2600万円
募 金 残 額	約1億2800万円

※なお、国民の皆さまからの募金(寄付金)は、すべて「償い金」として支出しております。

「償い事業」の事務に要する管理等経費は別途国庫補助金から支出されています。

郵便振替口座

女性のためのアジア平和国民基金 00180-3-71164

※ 特定寄付金及び指定寄付金の扱い ※

アジア女性基金への寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金または法人税法上の全額損金算入が認められる指定寄付金として、財務大臣から指定されています。(指定期間2001年4月12日から2002年4月11日)

公開セミナー報告

平成13年度地方対策啓発事業では前年につづき、全国各地の自治体との共催により、女性への暴力、とくにドメスティック・バイオレンス(DV)をテーマとした公開セミナーを実施しました。

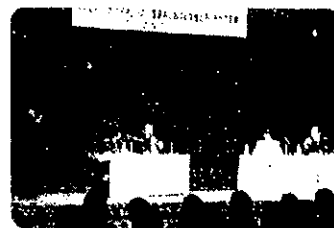
今年度は以下の3点を課題として掲げ、企画実行しました。

1. 地方都市のみならず農山漁村地域を視野に入れて開催地を選択すること
2. テーマは地域のニーズに合わせて選定すること
3. 一方的な情報発信ではなく、講師と聴衆間の双方向の場を提供すること

基調講演では、DVは夫から暴力を受ける妻の被害にとどまらず、これを見聞きする子どもの心身に深刻な影響を与えるという事実について、実際に子どもたちが描いた絵を示したり、具体的な例をひきながら説明されました。

また、続くパネルディスカッションでは、地元で働く臨床心理士や行政担当者、施設長なども加わり、現場で起こっている問題点、改善のための具体的提案、今後の課題などについて活発な討論がなされました。

すべての会場ではありませんが、質疑応答の時間に実際のDV被害者が手を上げられ、自らの状況を生々しく語られる場面があり、ほかの参加者にとっては、同じ地域の近く身近にこのような被害の実態があることを再認識する場ともなりました。



(11月18日、愛知県春日井市)

日 時	共催・後援団体	テーマ	講演者・パネリストなど
4月20日(金) 15:00-17:00	大分県平和運動センター	「アジア女性基金事業報告会」	岩崎正文(県平和運動センター議長)、村山富市理事長、伊勢橋代事務局長、和田春樹理事、有馬真真子理事
8月28日(火) 13:30-16:30	滋賀県、滋賀県犯罪被害者支援連絡協議会	「ドメスティック・バイオレンスとどう向き合うか?」	土井真知(内閣府男女共同参画局暴力対策専門官)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、高橋啓子(おうみ犯罪被害者支援センター副会長)
9月6日(木) 13:00-16:00	熊本県	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、山本好郎(県弁護士会両性の平等委員会)、児島達美(長崎純心大学教授)、松本周子(県婦人相談所長協議会会長)
10月26日(金) 13:30-16:45	青森市、青森市男女共同参画都市宣言記念月間実行委員会、青森県、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ～その理解と実際の対処のために～」	飯家和仁(内閣府男女共同参画局推進課暴力対策担当課長補佐)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、前田照子(ミカエラ寮前施設長)、三上久美子(青森市男女共同参画プラザ館長)
10月28日(日) 13:30-16:30	網走市、網走市教育委員会、網走市男女共同参画プラン推進協議会、北海道、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	長谷川博一(臨床心理士・東海女子大学教授)、田村毅(東京学芸大学助教授)、菊池美子(婦人相談員)、山本伸夫(北海道新聞読者委員)
11月18日(日) 13:30-16:30	春日井市、内閣府、愛知県、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	長谷川博一(臨床心理士・東海女子大学教授)、池田佳子(弁護士)、安藤明夫(中日新聞生活部記者)、橋本ヒロ子(十文字学園女子大学教授)
11月30日(金) 13:00-16:30	群馬県、伊勢崎市、内閣府、性暴力問題群馬弁護士ネットワーク	「ドメスティック・バイオレンス ～夫や恋人からの暴力～」	内藤和美(バース看護短期大学教授)、高岡恵美子(弁護士)、木村弓子(武蔵野女子大学心理臨床センターカウンセラー)
12月18日(火) 13:00-16:00	徳島県、内閣府、外務省	「ジェンダーとドメスティック・バイオレンス ～女性への暴力と女性問題解決のために～」	米山奈奈子(東海大学講師)、大西聡(弁護士)、伊勢悦子(徳島県女性保護対策協議会会長)、高橋房子(徳島県男女共同参画プラザ所長)
1月22日(火) 13:30-16:30	岐阜県、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ～その理解と実際の対処のために～」	内藤和美(バース看護短期大学教授)、岩井利光(県立女性保護施設「千草寮」家長)、田中良(「人間と性」教育支援センター所長)
1月26日(土) 13:30-16:30	竹田市、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	藤森和美(聖マリ安娜医学研究所カウンセリング部部長)、三井嘉雄(弁護士)、山口恵美子(家庭問題情報センター理事)、田辺正勝(大分合同新聞取締役)
2月17日(日) 13:30-16:30	岩国市、内閣府、外務省	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	後藤裕(精神科医)、徳永雅子(子どもの虐待センター評議員)、岩政靖子(山口県男女共同参画相談センター所長)、磯野恭子(フリージャーナリスト)

シンポジウム「子どもの人権・大人の課題」

「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が横浜で開かれるのに合わせて、2001年12月18日、シンポジウム「子どもの人権・大人の課題」を横浜で開催しました。

アジアの国々では、今でも100万人以上の子どもたちが、大人たちによって性的に搾取されています。貧困や家庭環境、社会的因習などを利用して、子どもを性産業に売り飛ばしている組織があります。子どもを買い、インターネットで子どもポルノを大量に流して快楽や利益を得ている大人たちがいます。

今回の会議では、この問題に長年取り組んでこられた海外の専門家をお招きし、第1回ストックホルム会議からの進展の状況、子どもの人権を守るための日本での取り組み、アジアの子どもたちに今何が起きていて、どうすれば子どもの商業的性的搾取を防ぐことができるか、また、横浜会議に向けて政府間で合意されたアジア地域の行動計画についても報告していただきました。シンポジウムでは、横浜会議で示された大人の課題を国内で啓発し、この問題を一日も早く根絶できるよう努力することを確認しあって会議を終えました。



(12月18日、横浜)

<講演者・シンポジスト>

ロン・オグレディ(国際エクパット名誉議長)
サンバシット・クンプラバント(タイ子どもの権利保護センター代表)
メルセデタス・グチャレス(フィリピン司法省事務次官・弁護士)
江橋崇(法政大学法学部教授)

第2回国際専門家会議「女性と司法—裁判と女性」開催

2002年1月20 22日 9:00~17:00 京都にて

第1回専門家会議においては、アジア太平洋諸国を中心として、女性が司法制度全体の中でどのように扱われ、どのような問題があり、いかなる改善の努力がなされているかを検討しました。2002年1月に開催した第2回専門家会議においては、特に裁判手続きや刑務所において、女性がどのような差別や取り扱いを受けるのかに重点をおき議論を行いました。最後に各方面へ提言するための国際的な枠組み作りを目標に一般諸原則を盛り込んだ宣言の採択を行いました。

上記専門家会議の報告書は、2002年3月末刊行予定です。
ご希望の方は、お名前、送付先、ご使用になる目的を明記の上、ファックスにてお申し込みください。

<参加者>

ライラ・ゼロウギ(判事=アルジェリア)
ニルマラ・バンディッド(ICJ=インド)
ザリザナ・アブドゥール・アジズ(弁護士=マレーシア)
ホン・マーガレット・ヌグ(判事=香港)
サーマ・ラヤカルナ(研究員=スリランカ)
リタ・ヘニーロ(判事=フィリピン)
横田洋三(中央大学教授=国連大学学長特別顧問)
江橋崇(法政大学教授)、富岡恵美子(弁護士)

国連世界調査「開発と女性の役割」を翻訳出版記念シンポジウム

「ジェンダーと開発～経済のグローバル化の実態とジェンダーへの影響～」

2002年1月31日 14:00~17:00

経済のグローバル化は今さまざまな段階にあります。雇用に占める女性の割合も確実に増加していますが、所得の配分や意思決定の場で、ジェンダーによる差別や不平等が十分に改善されているとはいえません。国際的動向やアジアの農村地域に焦点をあて、経済のグローバル化が急速に進む中で、女性の生活や地位はどのような影響を受けているのかについて実態が報告され、女性と男性が真に対等な立場に立てる社会を作り上げるために何が必要なのかについて、活発な討議が行われました。

報告者: ドロータ・ギエルツ(国連ボスニア・ヘルツェゴビナミッション副代表)
リーナ・ロイ(バンラデッシュ・Nariipokho代表)
ストリー・セーギン(タイ東北NGO代表)
正田美津子(富岡をひらく女たちの会)
コーディネーター: 橋本ヒロ子(十文字学園女子大学教授、アジア女性基金運営委員会委員)
主催: 財団法人女性のためのアジア平和国民基金
国連大学、アジア農村オルタナティブ・ジャパン



(1月31日、東京)

「開発と女性の役割」をご希望の方は、送料のみご負担くださいますようお願いいたします。

平成13年度
女性啓蒙事業

アジア女性基金では、女性に対する暴力のない社会をめざし、本年度は次のような事業を実施しました。

【啓発ポスター・アドカード】

ポスター「気づいていますか？ドメスティック・バイオレンスは犯罪です。その悩み、ひとりで抱え込まないで。」

全国の自治体、女性センター、婦人相談所、各都道府県警察本部などに配布。

アドカード「おもちゃにされる子どもたち」

第2回「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」にあわせて首都圏及び関西地域に配布

【Q&Aハンドブック】

「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルⅠ&Ⅱ
～暴力から身を守り行動するために～」

「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルⅢ
～よりよい援助のために～」

「ドメスティック・バイオレンス
～子どもをサポートするために～」

全国の自治体、女性センター、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察、NGOなどに配布。

*ハンドブックをご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

【公開セミナー】

「ドメスティック・バイオレンス
～家庭内における女性と子どもへの影響～」
多くの自治体との共催が実現し、幅広い層の方々が参加。

【調査・研究】

「国際結婚における
タイ人女性の現状に関する調査研究」

「電話相談をととして見た
女性に対する暴力に関する実態調査」

「農村地域の一般家庭における
家庭内暴力についての意識および実態」

「飲酒とドメスティック・バイオレンスに
関する調査研究」

「武力紛争下における女性の人権」研究会

第18回「武力紛争下における女性の人権
～国際人身売買・不法移民認定書の最近の議論について～」

第19回「武力紛争下における女性の人権
～ILO第29条と最近の動き～」

第20回「ドイツ「記憶・責任・未来」基金の
概要とアジア女性基金」

*報告書をご希望の団体は事務局までご連絡ください。

【国際会議と公開フォーラム】

「ジェンダーとHIV/AIDS」

メコン川流域を中心に活動をしている研究者及び支援団体の代表者が来日し、日本の専門家と討議。

国連世界調査「開発と女性の役割」

翻訳出版記念シンポジウム

「ジェンダーと開発～経済のグローバル化の
実態とジェンダーへの影響～」

経済のグローバル化が急速に進む中で、女性の生活や地位はどのような影響を受けているのかについて実態が報告された。

シンポジウム「子どもの人権・大人の課題」

第2回「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜市）」と同時開催。

第2回「女性と司法 裁判と女性」

裁判手続きや刑務所において、女性がどのような差別や取り扱いを受けるのかに重点をおき議論を行った。

*報告書をご希望の団体は事務局までご連絡ください。

【援助者のためのワークショップ】

「ドメスティック・バイオレンス
～暴力の連鎖を断つために～」

アメリカ人講師による2日間12時間にわたる援助者のためのスキルアップ研修と、自治体との共催による研修会を開催。公的機関の相談員、シェルター職員、看護婦、ケア・スワーカー、保健婦、警察官、スクールカウンセラーなどが参加。

【NGO支援事業】

女性の基本的人権の尊重に関わる広報活動や、女性の自立にかかわる活動を支援しています。今年度は、「子どものころに虐待を受けた女性、在日外国人のための癒しのワークショップ」「日本人・在日一世韓国朝鮮人女性痴呆高齢者のための虐待防止対策事業」「DV被害女性・子ども・外国人へのサポート&権利を守る啓蒙活動」など数多くのNGOの事業に支援を行いました。

【お知らせ】

平成14年度の申請受付は4月1日から4月27日（申請書必着）。お問い合わせは、事務局へ。

募集要項・申請書などは、下記のホームページからもプリントアウトできます。

TEL.03-3583-9322 URL <http://www.awf.or.jp>

アジア女性基金

**女性の人権に関する今日の問題に取り組む
NGO/NPO 活動支援**

募集要項・申請書式
—2002 年(平成 14 年)—

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

1) 支援の趣旨

女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を発揮できる社会の実現を目的として、アジア女性基金では、様々なグループや団体への活動を下記の要項で支援します。

2) 支援の対象となる事業および要件

- イ) 女性に対する暴力など女性の基本的人権の尊重に関わる事業（講演会の開催等）
 - ロ) 被害者等を含む女性の自立につながる支援についての啓発パンフレットの作成等
 - ハ) 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援、広報・啓発用資料の作成等
 - ニ) いずれの場合も、国際的な相互理解・協力に貢献する事業であること
- ※ 但し、他の団体等への資金の補助、支援等を内容とする事業は対象としません。

3) 支援の対象となる事業者の要件

女性の基本的人権に関する活動等の実績、能力があること。

- イ) 特定の政党や宗教に偏らない団体であること。
- ロ) 原則として活動の本拠としての事務所を日本国内に有すること。
- ハ) 非営利団体であること。
- ニ) 定款、寄付行為又はこれに準ずる規約等を有すること。
- ホ) 会計事務を適正に処理することができる体制を備えていること。

4) 支援金額

- A) 【女性の基本的人権の尊重に関わる広報活動への支援】市民団体の広報活動に必要な支援を行います。写真や他の国の言語への翻訳などを含む、幅広い支援を10万円から100万円を上限として予算の範囲内で行います。
- B) 【女性の自立支援】暴力や人権侵害など、さまざまな理由で自立を妨げられた女性たちへの直接、あるいは間接の支援を行っている団体の広報・啓発に関する事業に支援を行います。支援は30万円から300万円を上限として予算の範囲内で行います。

※なお、次の経費は支援の対象とはしません。

- ①職員の人件費、事務所賃借料等その団体の経常的運営に要する経費
- ②個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等に充てる経費及び物品購入に充てる経費
- ③パソコン、ファックス等の備品購入に要する経費
- ④定期刊行物の制作など、恒常的経費
- ⑤会議費以外の飲食費、贈答品に充てる経費

5) 対象事業の実施期間

2002年4月1日から2003年1月31日まで

6) 支援申請の手続

支援を希望する団体は別紙の1号書式から4号書式までに詳しく記入の上（ワープロによる作成も可）、見積書など必

要な資料を添付して提出してください。

★申請書式の入手：①当基金のホームページ上に申請書式を掲載します。これをプリントアウトして使用してください。または、②当基金宛てファックスで申し込みをして、申請書式を取寄せてください。

★支援申請の締切：2002年4月26日（金）消印有効です。

7) 支援の決定および通知

公正な支援をはかるため、学識経験者などで構成した審査会で審査し、必要に応じてヒアリングを行います。これを踏まえ6月頃までに支援の可否を決定し、通知いたします。支援の適正な実施を行うため必要があると認めたときは、当該申請にかかわる事項に修正を加え、又は条件を附して支援を決定することがあります。また、審査結果について個別具体的な問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

8) 支援を認められた金額の支払い手続

事業完了後の精算払いを原則とします。

ただし、支援を認められた団体は、決定された支援額の一部については事業完了前2回まで中間払いを申請することができます。中間払いを申請するときは、所定の様式の支払申請書（事業の進捗状況報告書を含む）に、支出を要した金額及びその支払い先を明らかにする書類（領収書【原本】、請求書【原本】等）を添えて、アジア女性基金に提出してください。なんらかの事情により上記書類の原本を提出できない場合には、写しにその理由を書き添え、署名捺印のうえ提出してください。

9) 会計報告書・実績報告書の提出

イ) 事業完了後、1ヶ月以内又は2003年2月15日までのいずれか早い日までに領収書【原本】を添付した会計報告書を提出してください。なんらかの事情により上記書類の原本を提出できない場合には、写しにその理由を書き添え、署名捺印のうえ提出してください。

ロ) 会計報告書の提出に併せて、具体的な成果もきめた実績報告書および成果物も提出してください。

10) 留意事項

イ) 支援により行う事業についてはアジア女性基金の支援を得た事業である旨、明記してください。

ロ) 表記は、財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）としてください。

ハ) 原則として支援の申請は、1事業者につき1件とします。

ニ) 決定する支援の額は、希望額を下回ることがあります。

ホ) 支援決定の内容やこれに附した条件に違反した場合などには、支援決定の全部、または一部を取り消し、既にお支払いしている額については利息を附して返還していただきます。

ヘ) 支援額の受取りには、団体の登録済みの印鑑が必要です。

ト) 個人への支援はいたしません。

チ) 印刷製本等の制作費金額には、かならず見積書を添付してください。

リ) 規程により、講師謝金は一件につき30,000円を上限とします。

年 月 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金様
(アジア女性基金)

1. 団体名称:
2. 団体代表者氏名:
(代表者印)
3. 団体住所:
(郵便番号)
4. 電話:
5. ファックス:
6. Eメール:
7. ホームページ:

支援申請書

下記の事業を行いたいので、アジア女性基金の支援要綱に基づき、支援申請事業実施計画書
(第2号様式) 支援申請事業者調書(第3号様式) 及び支援申請事業経費明細書(第4号様式)
を添えて支援を申し込みます。

記

1 事業名

2 支援の対象となる事業費

円

3 支援希望額

円

4 事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

申請事業の実施計画書

1 事業名

2 事業の概要（必要に応じ、詳細な計画書、チラシ、パンフレットなど資料を添付してください）

3 事業の目的および効果

4 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 支援の対象となる事業費の総額

円 (A)

6 支援金交付希望額

円 (B)

★この用紙に記入しきれない場合には、別紙を添付してください

事業団体の概要

1、団体の名称：

2、代表者氏名：

3、会計責任者氏名：

4、事務担当者氏名：

5、連絡先：

A) 住所（郵便番号）：

B) 電話：

C) ファックス：

D) Eメール：

E) ホームページ：

6、団体の設立日： 年 月 日

7、活動の目的、趣旨など：

※ 定款や規約、会則、役員名簿などを添付してください

8、メンバー構成： 女性人、 男性人 年代 歳代～歳代

9、これまでの活動実績

※ 決算書、新聞記事などの資料があれば添付してください

10、アジア女性基金の支援の有無

※ これまでにアジア女性基金の支援を受けて事業を実施したことがある場合には、交付年月日と事業名を記入してください

11、今後の計画または将来の展望

※ 予算などの資料があれば添付してください

★この用紙に記入しきれない場合には、別紙を添付してください

申請事業の所要見込経費の明細

事業名: _____

事業者名: _____

収入	経費	予算額		
	自己資金	円		
	他の団体等からの助成金等	(団体名: _____)	円	
	参加費・資料代等	(収入の内容: _____ 内訳@ _____ × _____)	円	
	その他の収入	円		
	アジア女性基金へ支援を希望する額	円 (B)		
	計	円 (A)		
支出	費目	積算根拠	予算額	支援希望額
	謝金	(講演謝金等)		
	旅費	(交通費、宿泊費等)		
	賃金	(アルバイト日当等)		
	借損料	(会場借料等)		
	雑役務費	(通訳・翻訳、コピー、会場設営費等)		
	印刷製本費	(広報ツールや冊子の制作費等)		
	通信運搬費	(郵送費等)		
	消耗品費	(材料費等)		
	その他			
計	事業予算の総額			円 (A)
	アジア女性基金へ支援を希望する総額			円 (B)

★ @円×〇時間、@円×〇部数、など、できるだけ詳細に積算根拠を記入してください。

★ 記入スペースが足りない場合は、別途紙を添付して記入して下さい。

★ 見積書が添付されていないものは、支出を認められない場合があります。(特に借損料、雑役務費、印刷製本費、消耗品費)

◆問い合わせ先

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

Phone: 03-3583-9322 Fax: 03-3583-9321

dignity@awf.or.jp <http://www.awf.or.jp>